



神奈川県
県民局次世代育成部青少年課

平成26年度 神奈川県社会環境実態調査結果

平成27年1月

神奈川県県民局次世代育成部青少年課

目次

I 調査の概要	3
II 調査結果	5
1 カラオケボックス	
(1) 調査実施店舗数	5
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	5
(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	6
(4) 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）	7
(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
2 インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1) 調査実施店舗数	10
(2) 営業区分	10
(3) 営業時間（深夜営業の状況）	11
(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	12
(5) 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）	13
(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	14
(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
3 書店	
(1) 調査実施店舗数	17
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	17
(3) 有害図書類の取扱い	18
(4) 有害図書類の区分陳列（区分陳列の実施状況、区分陳列方法）	19
(5) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	21
III 単純集計一覧表	23
IV 実施要領・調査要領	29

図表 1-1	カラオケボックス調査実施店舗数（地域別）	5
図表 1-2-1	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）	5
図表 1-2-2	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）の推移	6
図表 1-3-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）	6
図表 1-3-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移－表示がある－	7
図表 1-4-1	カラオケボックスの客席の状況	7
図表 1-4-2	カラオケボックスの客席状況の推移（「室内が見通せる窓がある」「内鍵がない」）	8
図表 1-5-1	カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
図表 1-5-2	たばこ自動販売機及び酒類自動販売機における成人識別装置設置状況	9
図表 1-5-3	未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移	9
図表 2-1	インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	10
図表 2-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	10
図表 2-3-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）	11
図表 2-3-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移	11
図表 2-4-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）	12
図表 2-4-2	条例に基づく措置（フィルタリング等の措置）（地域別）	12
図表 2-4-3	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	13
図表 2-5-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	13
図表 2-5-2	ペアシートの状況	14
図表 2-6-1	自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	14
図表 2-6-2	自主規制の実施状況の推移	15
図表 2-7-1	インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
図表 2-7-2	たばこ自動販売機及び酒類自動販売機における成人識別装置設置状況	16
図表 3-1	書店調査実施店舗数（地域別）	17
図表 3-2	書店の営業時間（深夜営業の状況）	17
図表 3-3-1	有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無	18
図表 3-3-2	有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無	18
図表 3-4-1	有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況（地域別）	19
図表 3-4-2	有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況の推移－区分陳列されている－	19
図表 3-4-3	有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（地域別）	20
図表 3-4-4	有害図書類の区分陳列方法	20
図表 3-5-1	有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）	21
図表 3-5-2	有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示の推移－表示がある－	21
図表 3-5-3	有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）	22

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下、「条例」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。

平成26年度は、カラオケボックス及びインターネットカフェ・まんが喫茶、書店を対象に調査を行いました。

2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）と協調するため、平成26年7月～9月を主な調査期間としています。

3 調査実施店舗数

県内全域

(1) カラオケボックス	362店
(2) インターネットカフェ・まんが喫茶	103店
(3) 書店	386店

4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年指導者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づき実施しました。

5 調査項目

- (1) カラオケボックス
 - ① 店名、所在地
 - ② 営業時間（深夜営業の状況）
 - ③ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）
 - ④ 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）
 - ⑤ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組
- (2) インターネットカフェ・まんが喫茶
 - ① 店名、所在地
 - ② 営業区分
 - ③ 営業時間（深夜営業の状況）
 - ④ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）
 - ⑤ 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）
 - ⑥ 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）
 - ⑦ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(3) 書店

- ① 店名、所在地
- ② 営業時間（深夜営業の状況）
- ③ 有害図書類の取扱いの有無（本・雑誌等、映像ソフト）
- ④ 有害図書類の区分陳列実施状況及び陳列方法（有害図書類取扱い店）
- ⑤ 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（有害図書類取扱い店）

6 主な調査結果

(1) カラオケボックス

- 調査店舗 362 店のうち「24 時間営業」の店舗が 59 店（16.3%）と 25 年度調査から 2.2 ポイント増加しており、年々増加する傾向にある。
- 条例で定める「18 歳未満深夜立入禁止の表示」は、350 店（96.7%）で実施されている。
- 客席の状況については、「室内が見通せる大きさの窓がある」店舗は、351 店（97.0%）、「個室の鍵がない」店舗は、349 店（96.4%）となった。

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

- 調査店舗 103 店のうち 24 時間営業の店舗が 102 店（99.0%）で、大半を占めている。
- 条例で定める「18 歳未満深夜立入禁止の表示」は、98 店（95.1%）で実施されている。
- 努力義務である「フィルタリング等の措置」は、69 店（67.0%）で実施されており、25 年度調査から 20.8 ポイントの大幅な増加となった。
- 客席の状況については、「2 人以上で利用できるブース席（ペアシート）」のある店舗が 92 店（89.3%）あり、そのうち、「ペアシート内部が外部から見通せる」店舗が 73 店（79.3%）、「内鍵がついていない」店舗が 89 店（96.7%）となっている。

(3) 書店

- 調査店舗 386 店のうち 162 店（42.0%）で本・雑誌等の有害図書類を、47 店（12.2%）で映像ソフト（DVD 等）の有害図書類を取扱っている。そのうち本・雑誌等の有害図書類を取扱う店舗では 120 店（74.1%）で、映像ソフトの有害図書類を取扱う店舗では 38 店（80.9%）で区分陳列が行われている。
- 条例で定める「18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」は、本・雑誌等の有害図書類を扱う店舗では 128 店（79.0%）、映像ソフトの有害図書類を扱う店舗では 44 店（93.6%）で実施されている。

〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化（割合の推移）については、調査年次における調査実施店舗数は同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、特にことわりのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100%に一致しないことがある。

Ⅱ 調査結果

1 カラオケボックス

(平成2年調査開始)

(1) 調査実施店舗数

カラオケボックスの調査実施店舗数は362店(前年354店)で、県内33市町村のうち24市町に分布している。

図表1-1 カラオケボックス調査実施店舗数(地域別)

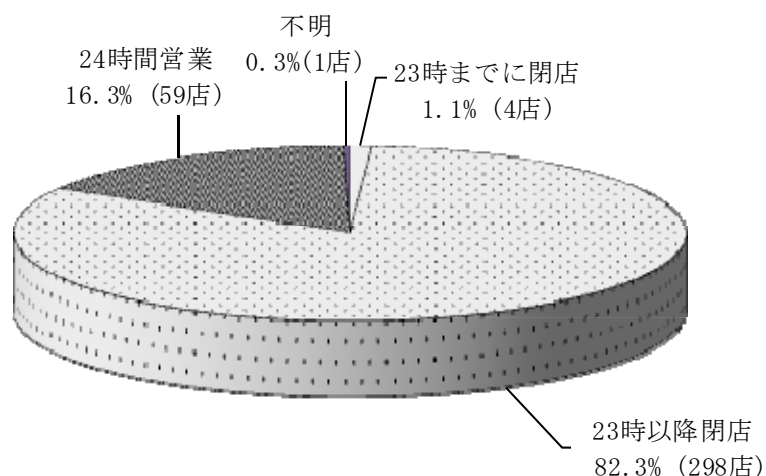
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
26年度	135	62	30	65 (26)	56	14	362
25年度	135	60	25	66 (29)	55	13	354
24年度	132	54	29	66 (29)	58	15	354

(2) 営業時間(深夜営業の状況)

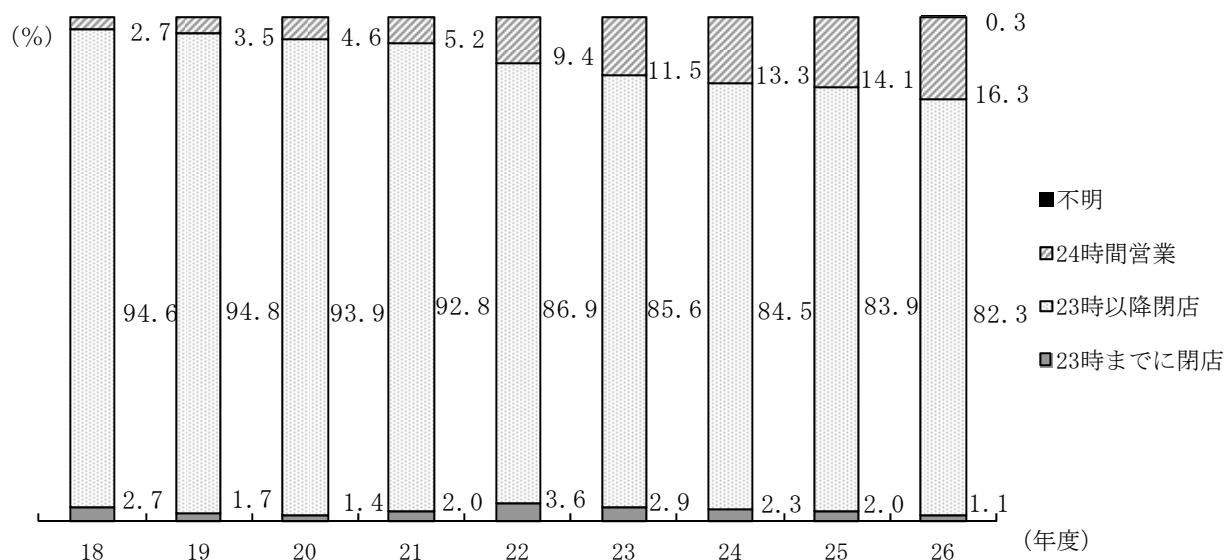
カラオケボックスの深夜営業の状況は、「23時以降閉店」が82.3%(298店)で最も多く、次いで「24時間営業」16.3%(59店)、「23時までに閉店」1.1%(4店)となった。

図表1-2-1 カラオケボックスの営業時間(深夜営業の状況)(N=362)



また、営業時間について調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、24時間営業の店舗割合が増加する傾向となっている。

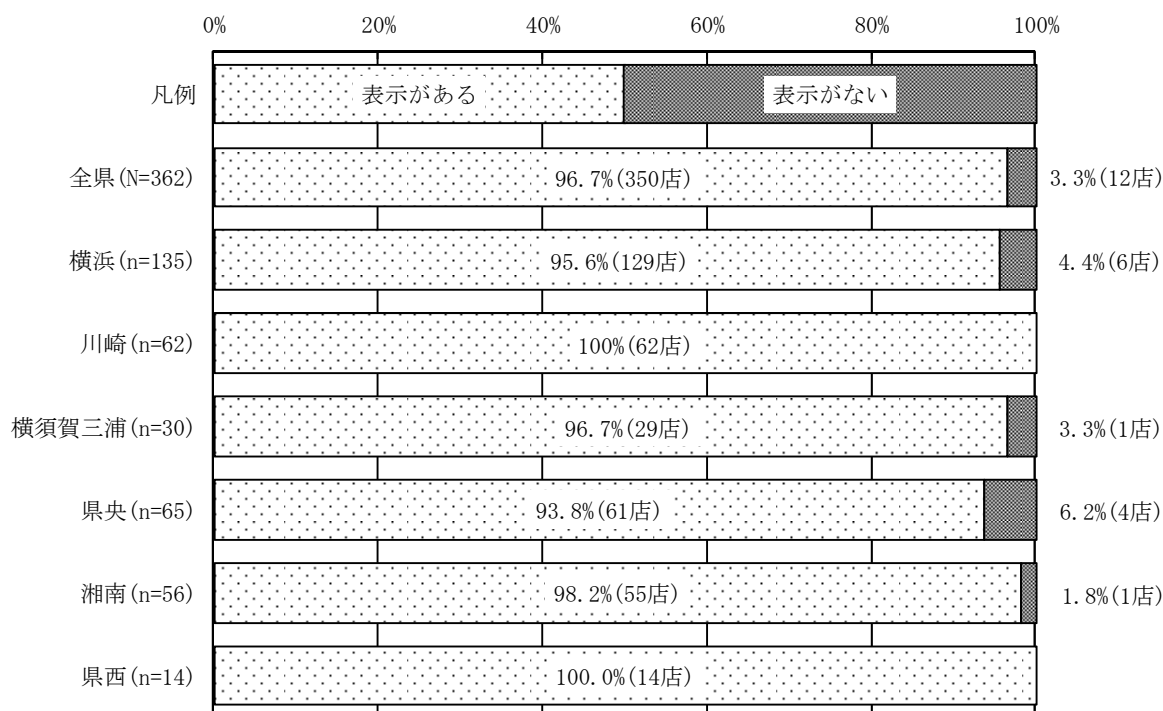
図表1-2-2 カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）の推移



(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）

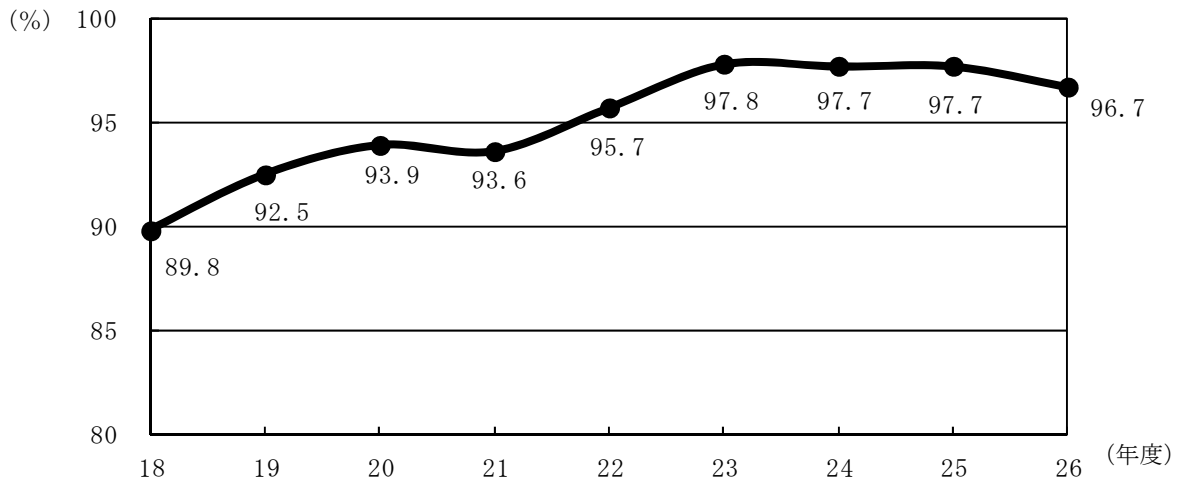
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は96.7%（350店）（前年97.7%（346店））、行っていない店舗は3.3%（12店）（前年2.3%（8店））となった。

図表1-3-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）（N=362）



「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成18年度調査で約9割（89.8%）となり、以降高い水準で条例が遵守されている。

図表1-3-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移 —表示がある—



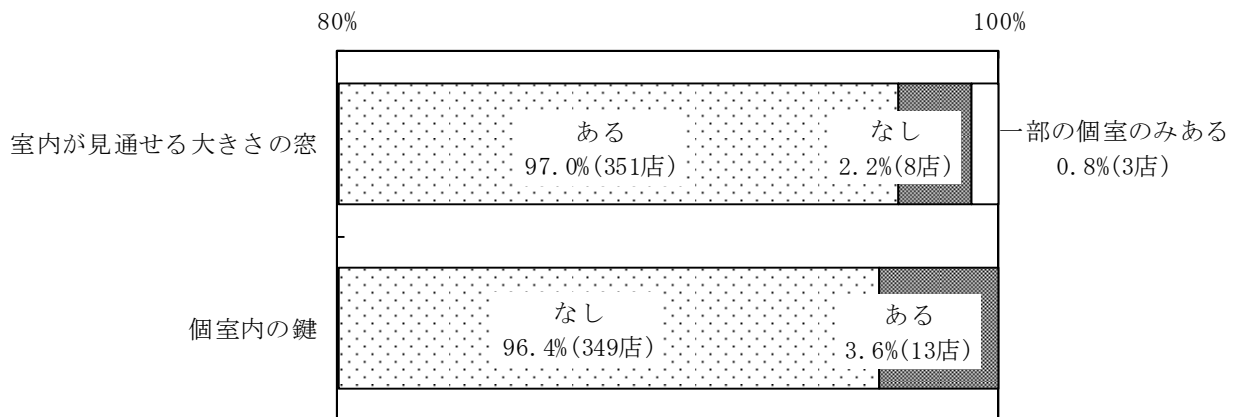
青少年保護育成条例

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ちらせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10万円以下の罰金）

(4) 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）

カラオケボックスの個室の見通し及び内鍵について調査したところ、「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は97.0%（351店）（前年95.2%（337店））で、「内鍵」のない店舗は96.4%（349店）（前年96.6%（342店））となった。

図表1-4-1 カラオケボックスの客席の状況（N=362）

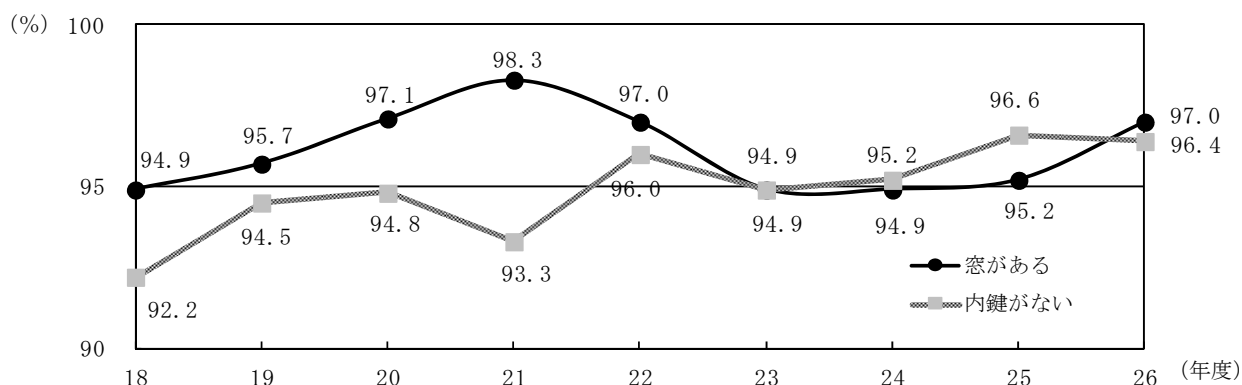


業界の自主規制

神奈川県カラオケボックス協会（任意加入）では、年齢の確認、利用時間の制限（16歳未満は午後6時、18歳未満は午後10時まで。ただし保護者同伴の場合は午後11時まで利用可）、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止などの取組が行われています。（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会の自主規制基準に基づく）

カラオケボックスにおける客席状況（室内が見通せる窓の有無、内鍵の有無）の推移を見ると、「窓がある」、「内鍵がない」共に高い水準を維持している。

図表 1-4-2 カラオケボックスの客席状況の推移

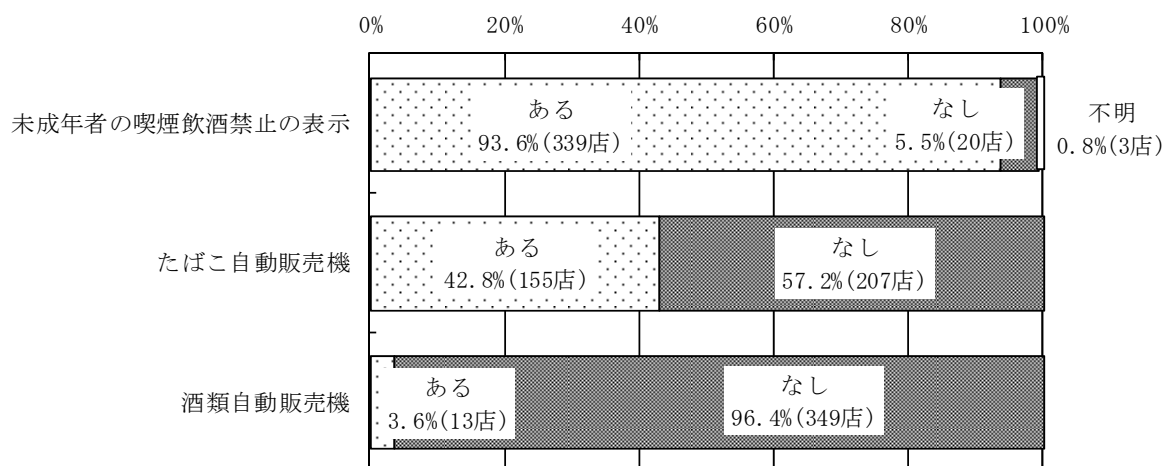


(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

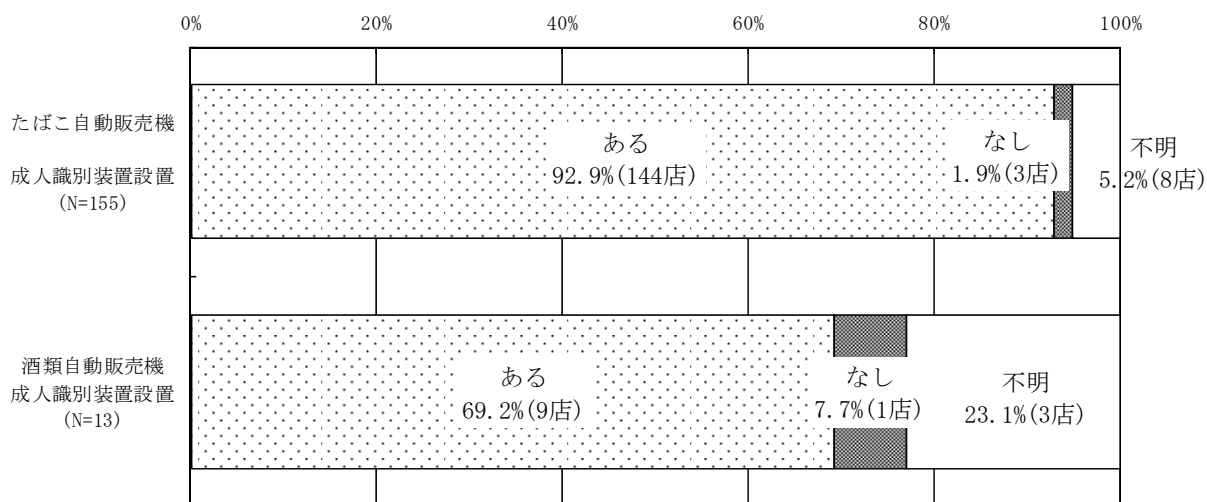
カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示やたばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示がある」店舗は、93.6% (339店) (前年93.5% (331店))、「たばこ自動販売機がない」店舗は57.2% (207店) (前年56.2% (199店))、「酒類自動販売機がない」店舗は96.4% (349店) (前年95.8% (339店))となった。

また、たばこ自動販売機を設置している155店のうち92.9% (144店) (前年155店のうち79.4% (123店))、酒類自動販売機を設置している13店のうち69.2% (9店) (前年14店のうち42.9% (6店))で成人識別装置が設置されていた。

図表 1-5-1 カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組 (N=362)

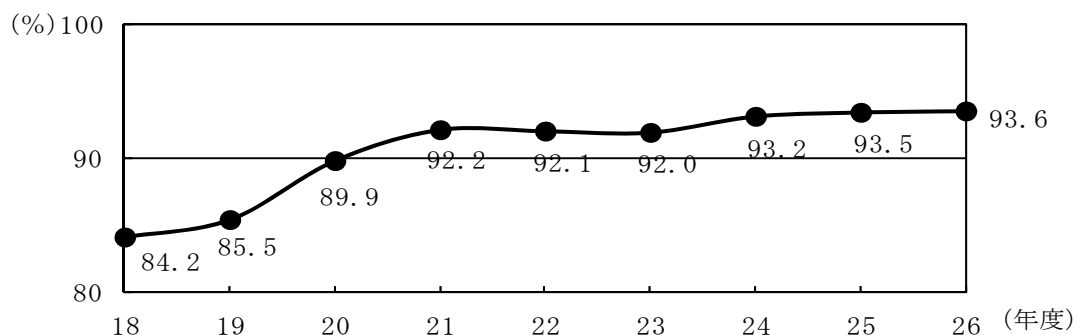


図表 1-5-2 たばこ自動販売機及び酒類自動販売機における成人識別装置設置状況



「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示がある」店舗の推移を見ると、20 年度に約 9 割（89.9%）となり、21 年度以降も 9 割台を維持している。

図表 1-5-3 未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移



青少年喫煙飲酒防止条例

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、当該自動販売機に購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満 20 歳以上であることを確認することができる機能）を講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって代えることができることとなっています。

(1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は 103 店（前年 117 店）で、県内 33 市町村のうち 16 市に分布している。

図表 2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）

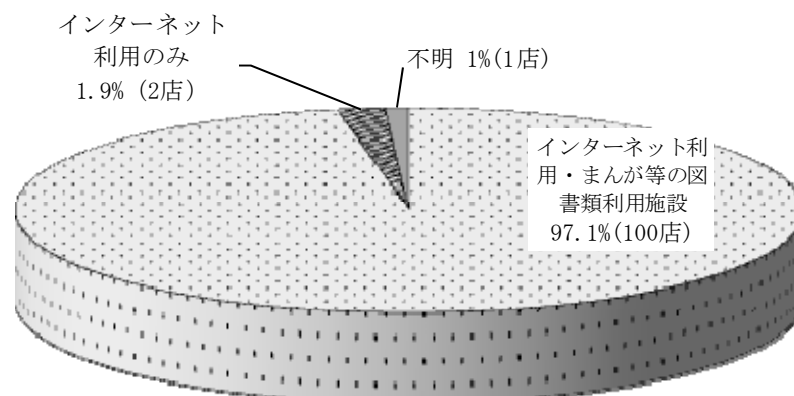
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
26年度	41	16	6	20 (8)	16	4	103
25年度	43	23	7	21 (8)	19	4	117
24年度	41	24	5	27 (12)	17	4	118

(2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、インターネットが利用でき、まんが等の図書類を閲覧することができる施設が 97.1%（100 店）と大半を占め、次いでインターネットのみ利用できる施設が 1.9%（2 店）となった。（前年 インターネットカフェ・まんが喫茶 96.6%（113 店）、インターネットカフェ 3.4%（4 店））

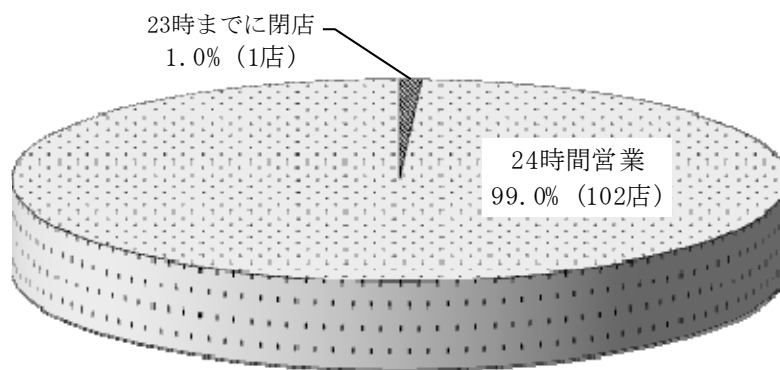
図表 2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分（N=103）



(3) 営業時間（深夜営業の状況）

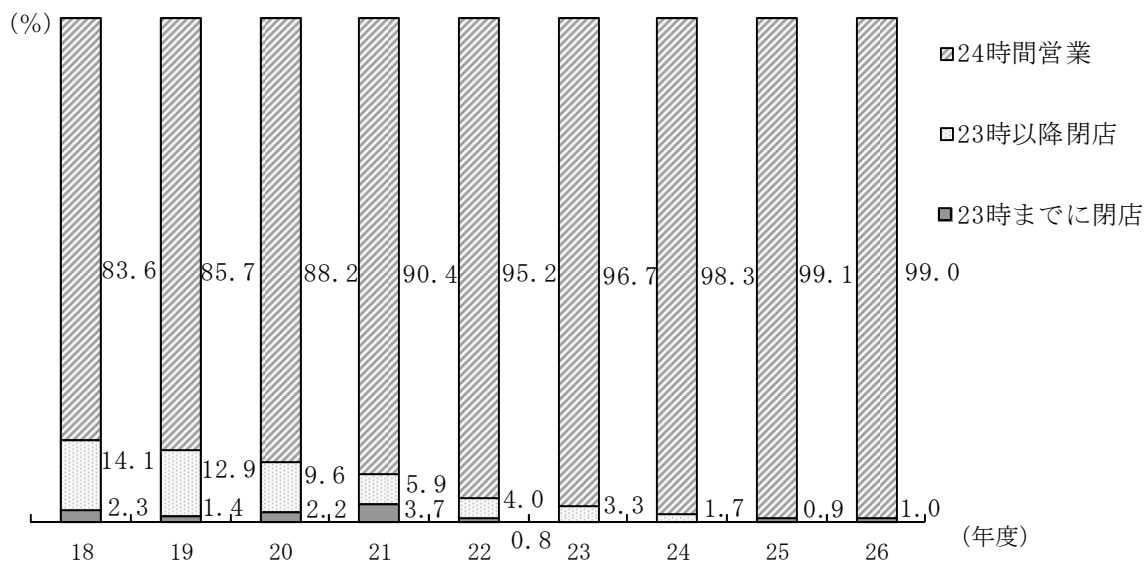
インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、「24時間営業」が99.0%（102店）（前年99.1%（116店））で、「23時までに閉店」が1.0%（1店）（前年0.9%（1店））となった。なお、「23時以降閉店」の店舗はなかった。（前年0%（0店））

図表2-3-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）（N=103）



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加し、近年ではほぼ全店が24時間営業となっている。

図表2-3-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移

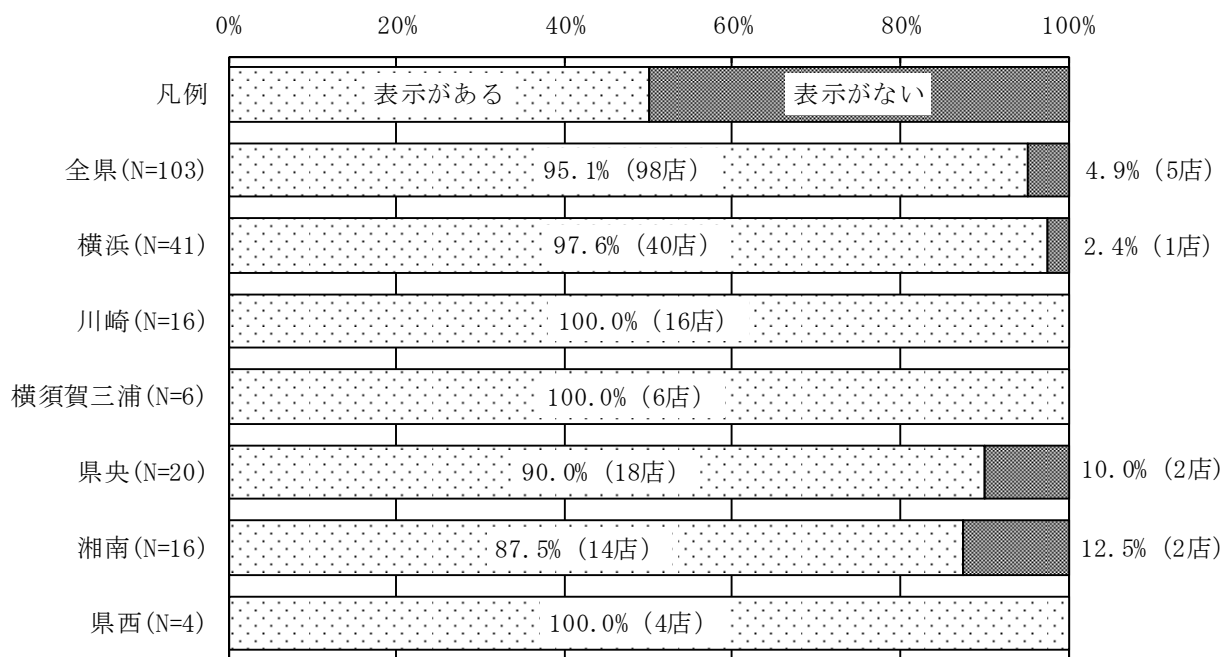


(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）

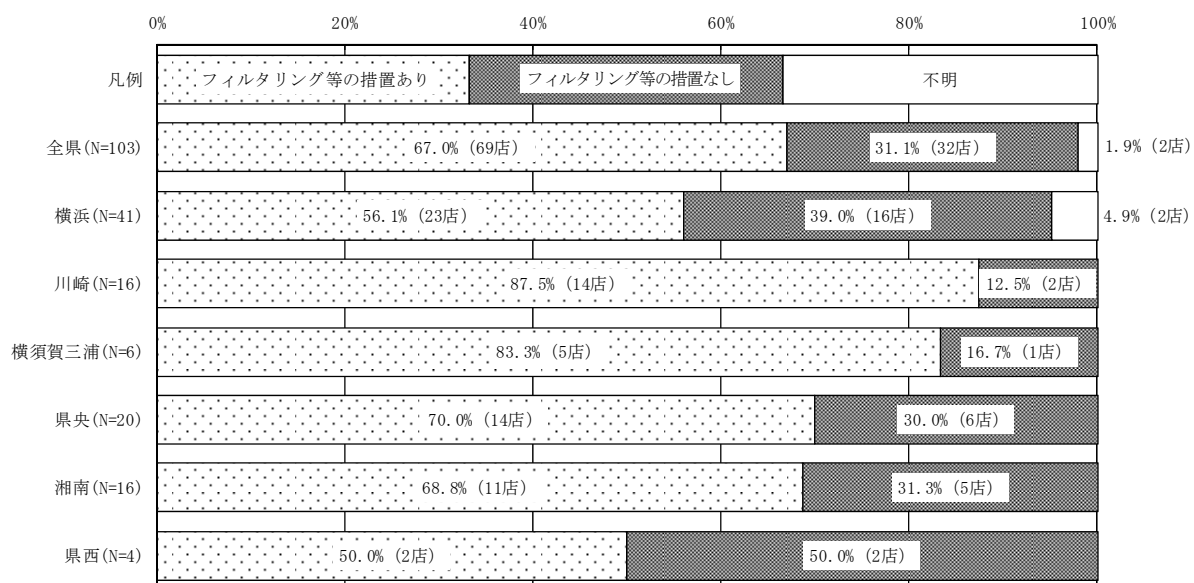
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は95.1%（98店）となった。（前年94.9%（111店））

なお、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は67.0%（69店）と前年度調査に比べ、20.8ポイントの大幅な増加となった。（前年46.2%（54店））

図表2-4-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）（N=103）

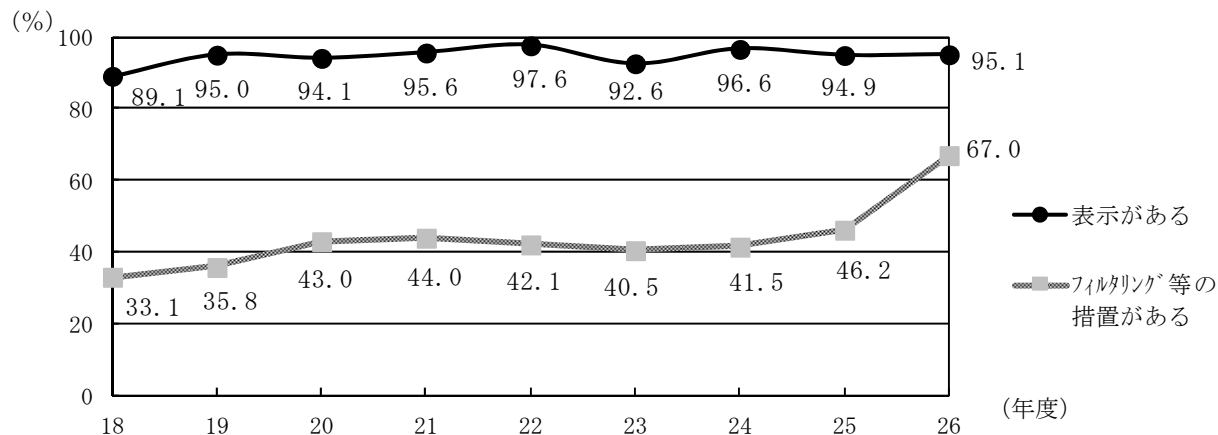


図表2-4-2 条例に基づく措置（フィルタリング等の措置）（地域別）（N=103）



調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「18 歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成 19 年度以降 9 割台で推移し、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は、約 4 割程度で推移をしていたが、平成 26 年度調査では約 7 割 (67.0%) の実施状況となった。

図表 2-4-3 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移
—18 歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング等の措置を行っている—



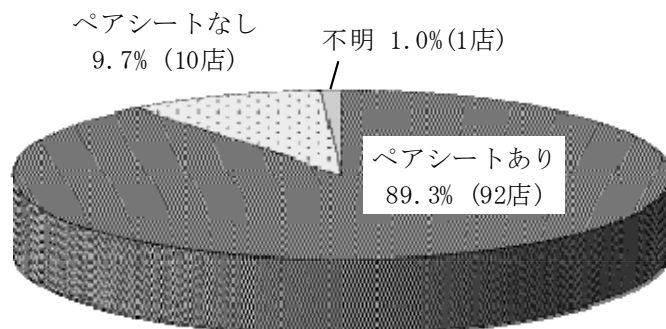
青少年保護育成条例

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30 万円以下の罰金)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10 万円以下の罰金)
- インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用させるにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

(5) 客席の状況 (ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵)

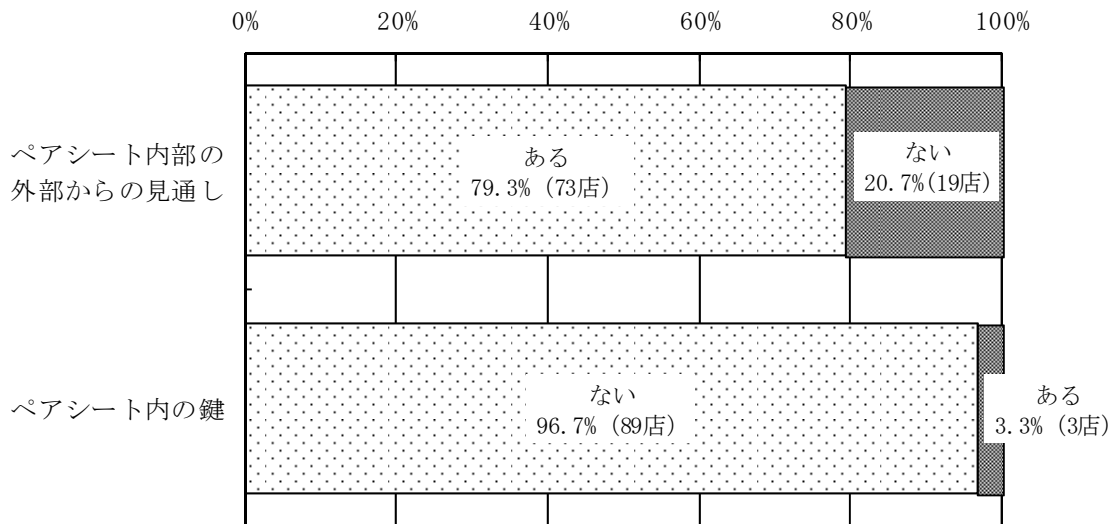
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2 人以上で利用できるブース席 (以下ペアシートという)」のある店舗は 89.3% (92 店) (前年 92.3% (108 店)) となった。

図表 2-5-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況 (N=103)



ペアシートがある92店について、「ペアシート内部の外部からの見通し」「ペアシート内の鍵」について調査したところ、「ペアシートの内部が外部から見通せる店舗」は79.3%（73店）（前年75.0%（81店））、「ペアシート内の鍵がない」店舗は96.7%（89店）（前年90.7%（98店））であった。

図表2-5-2 ペアシートの状況（N=92）

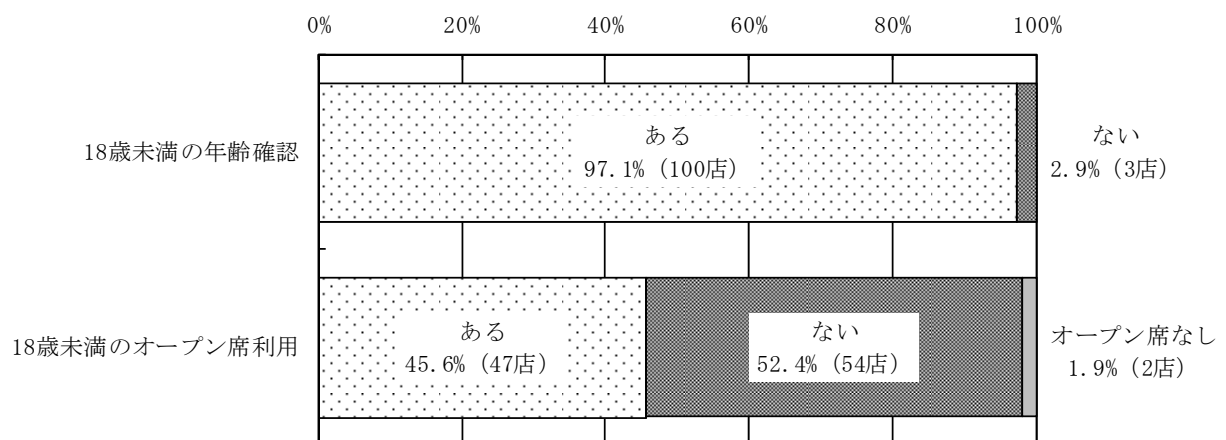


(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、入店に際し「18歳未満の年齢確認」を行っている店舗は97.1%（100店）となった。（前年94.9%（111店））

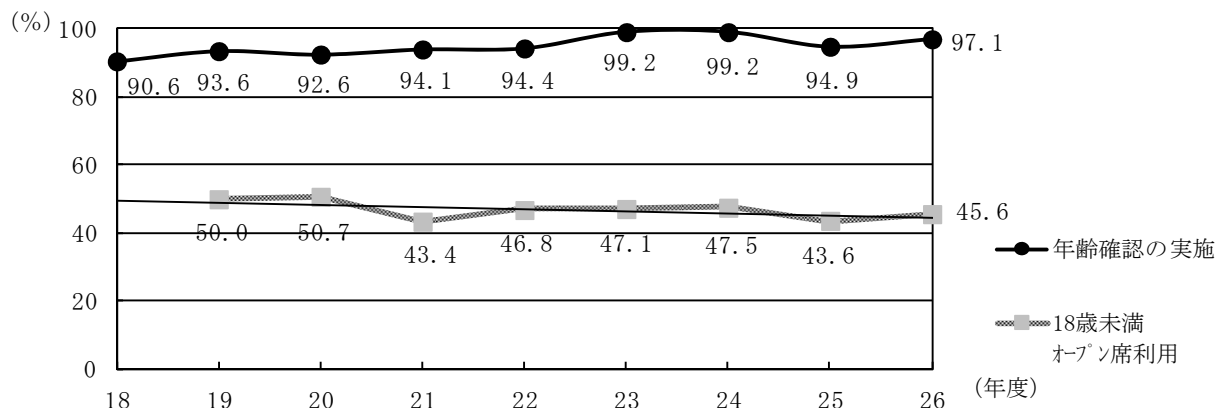
また、「18歳未満のオープン席利用」（オープン席のみの施設を含む）を行っている店舗は、45.6%（47店）となっている。（前年43.6%（51店））

図表2-6-1 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）（N=103）



インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「年齢確認の実施」については、平成18年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「18歳未満オープン席の利用」については依然として5割程度の実施状況となっている。

図表 2-6-2 自主規制の実施状況の推移 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用)



※18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

業界の自主規制

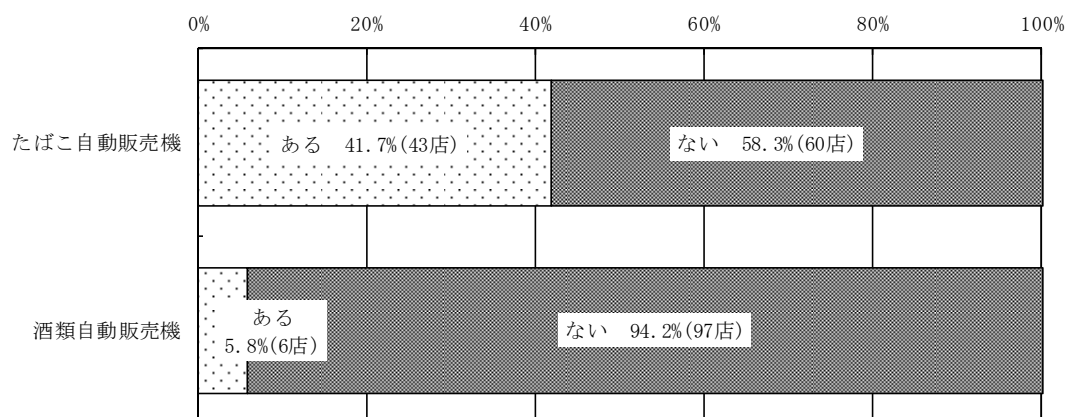
日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、18歳未満はオープン席利用、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

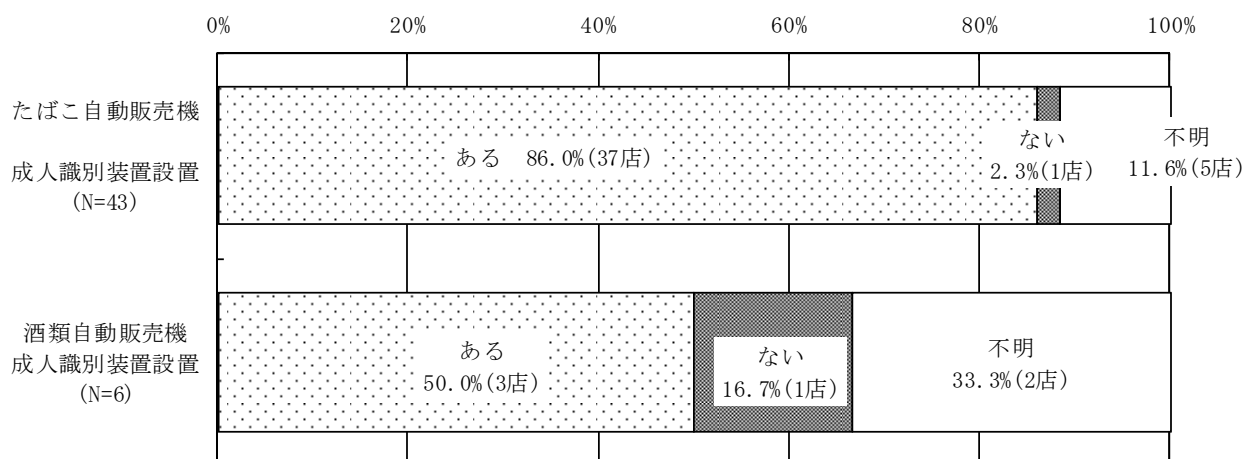
インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、たばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、「たばこ自動販売機がない」店舗は58.3%（60店）（前年58.1%（68店））、「酒類自動販売機がない」店舗は94.2%（97店）（前年93.2%（109店））となった。

また、たばこ自動販売機を設置している43店のうち86.0%（37店）（前年49店のうち63.3%（31店））、酒類自動販売機を設置している6店のうち50.0%（3店）（前年6店のうち0.0%（0店））で成人識別装置が設置されていた。

図表 2-7-1 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組 (N=103)



図表 2-7-2 たばこ自動販売機及び酒類自動販売機における成人識別装置設置状況



青少年喫煙飲酒防止条例

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、当該自動販売機に購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満20歳以上であることを確認することができる機能）を講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって代えることができることとなっています。

(1) 調査実施店舗数

書店の調査実施店舗数は 386 店 (23 年度 311 店) で、県内 33 市町のうち 27 市町に分布している。なお、平成 24、25 年度は、書店は調査対象外のため、前回調査年度は平成 23 年度となる。

図表 3-1 書店調査実施店舗数 (地域別)

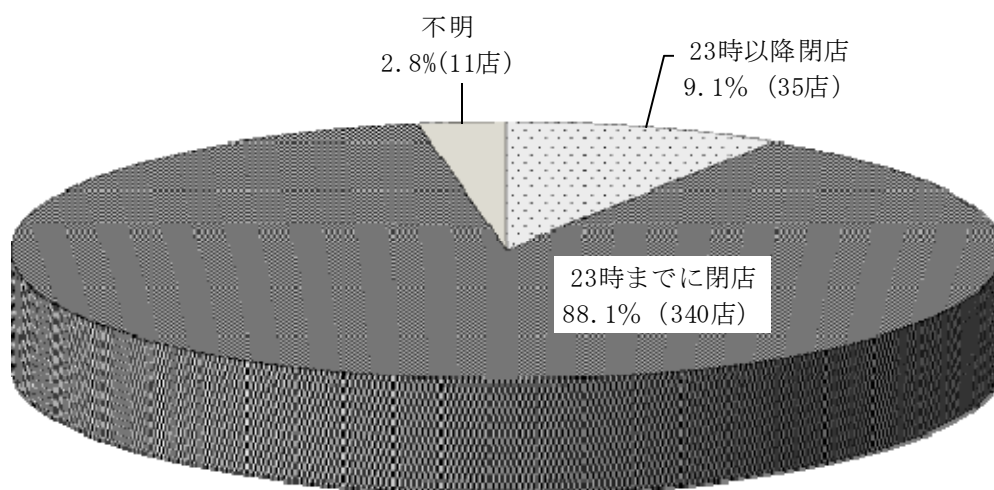
(店)

年度 \ 地域	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
26年度	135	50	40	75 (33)	72	14	386
平成 24、25 年度 書店は調査対象外のため実績なし							
23年度	58	67	24	55 (23)	85	22	311
22年度	81	71	25	47 (13)	92	22	338

(2) 営業時間 (深夜営業の状況)

書店の深夜営業の状況は、「23 時以降に閉店」の店舗は 9.1% (35 店)、「23 時までに閉店」の店舗は 88.1% (340 店) と深夜営業を行っていない店舗が大半を占めている。

図表 3-2 書店の営業時間 (深夜営業の状況) (N=386)

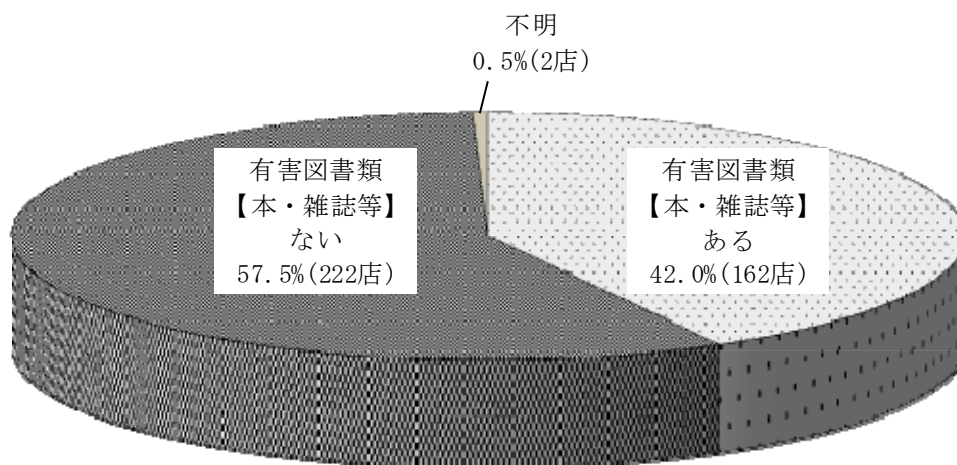


(3) 有害図書類の取扱い

ア 有害図書類【本・雑誌等】の取扱い

調査実施店舗数 386 店のうち、有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 42.0% (162 店) であった。(23 年度 57.9% (180 店))

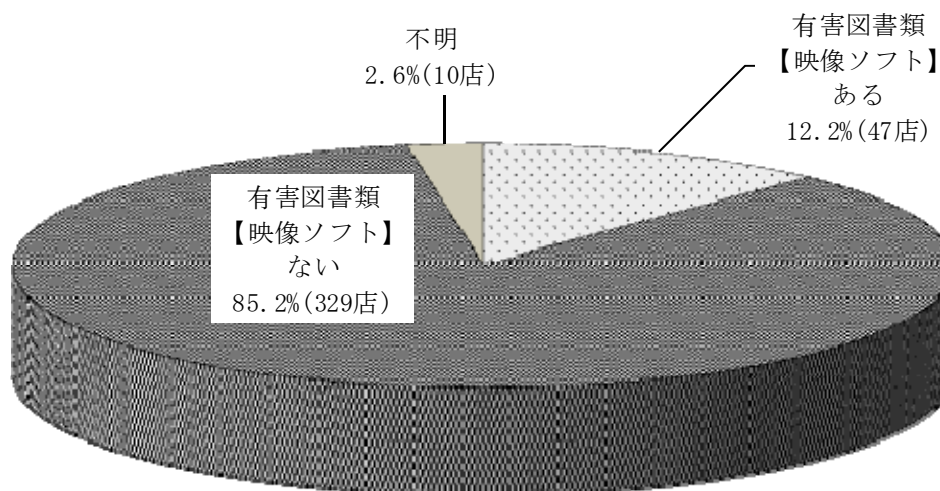
図表 3-3-1 有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無 (N=386)



イ 有害図書類【映像ソフト】の取扱い

今年度調査より、書店における映像ソフトの有害図書類に関する調査を追加。調査実施店舗数 386 店のうち、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 12.2% (47 店) であった。

図表 3-3-2 有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無 (N=386)

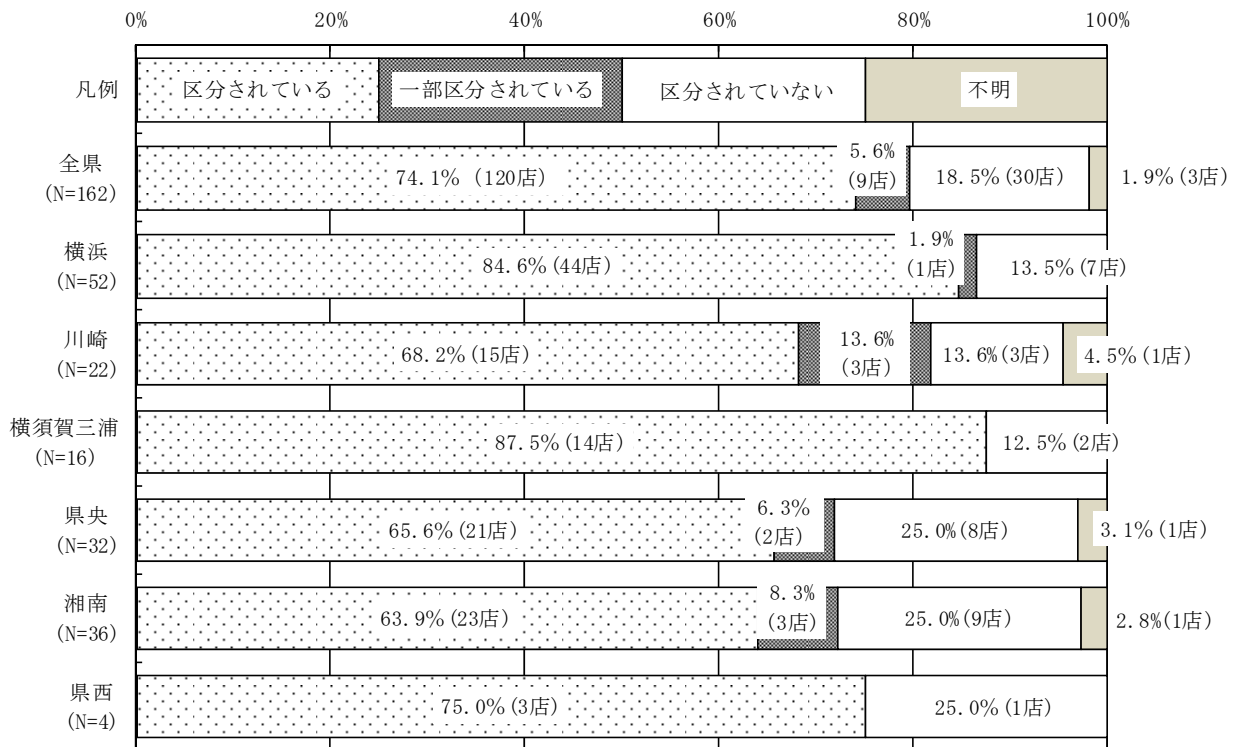


(4) 有害図書類の区分陳列

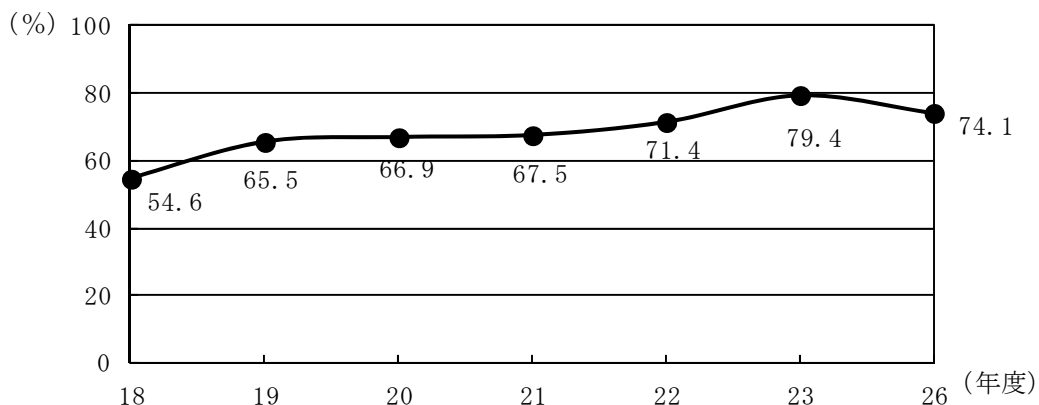
ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌等】

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある162店のうち、「区分されている」店舗は74.1%（120店）（23年度79.4%（143店））、「一部区分されている」店舗は5.6%（9店）（23年度0%（0店））、「区分されていない」店舗は18.5%（30店）（23年度20.6%（37店））となった。

図表3-4-1 有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況（地域別）



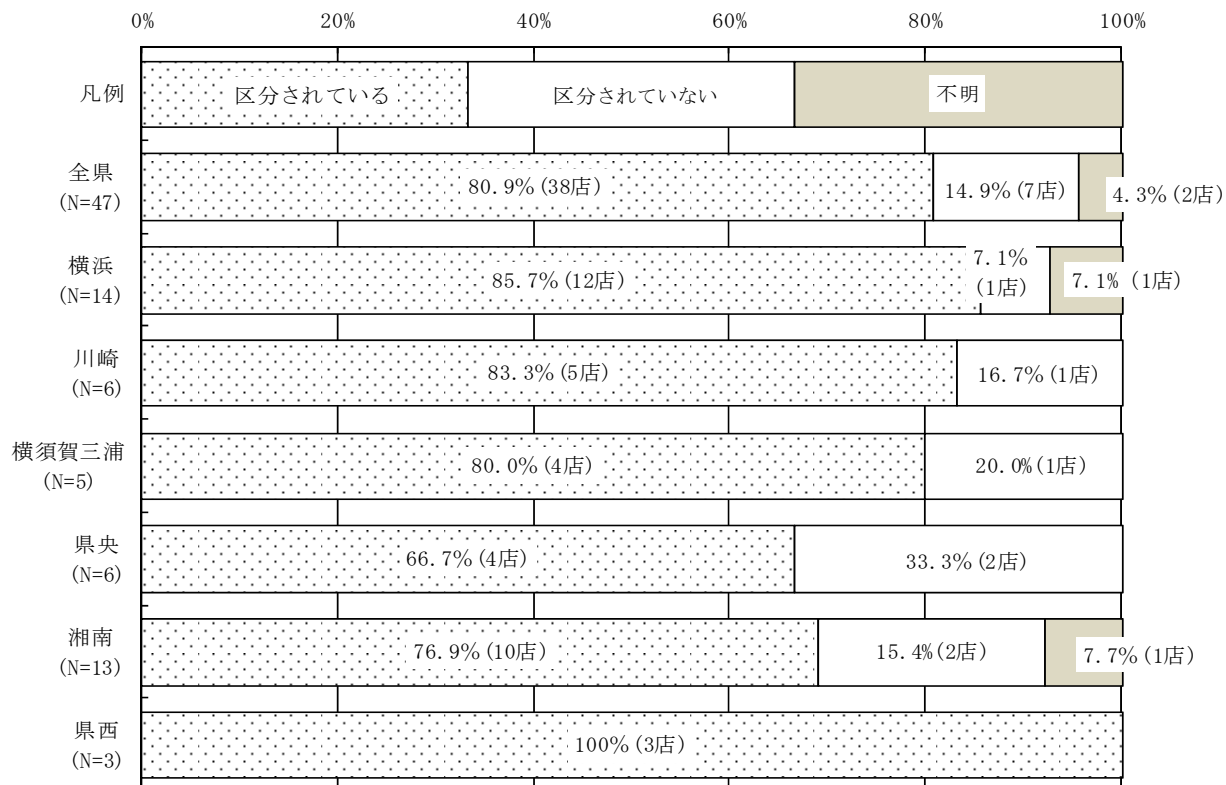
図表3-4-2 有害図書類【本・雑誌等】区分陳列実施状況の推移 —区分陳列されている—



イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある47店のうち、「区分されている」店舗は、80.9%（38店）、「区分されていない」店舗は14.9%（7店）となった。

図表 3-4-3 有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（地域別）

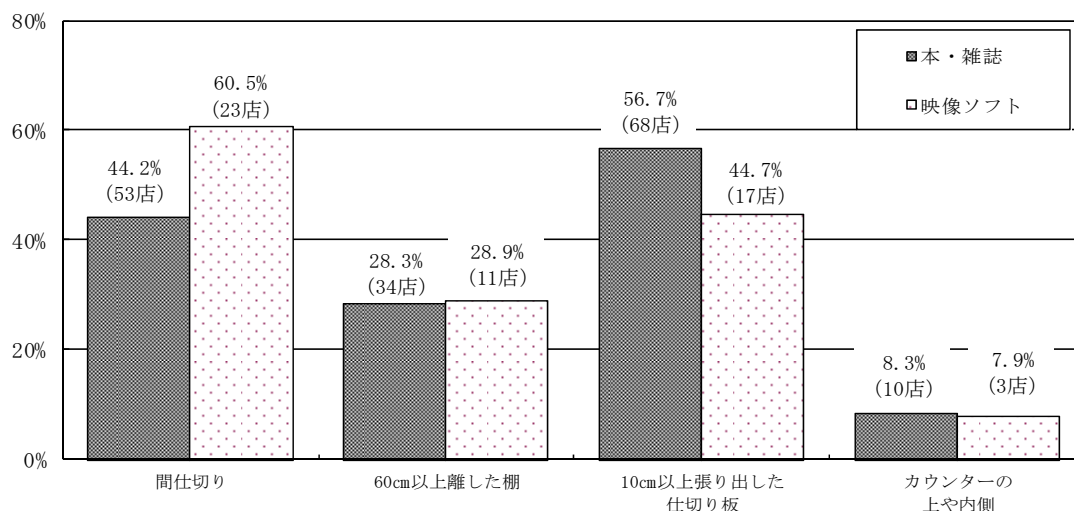


ウ 有害図書類の区分陳列方法

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあり、区分陳列が行われている120店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが44.2%（53店）、「60cm以上離れた棚」によるものが28.3%（34店）、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが56.7%（68店）、「カウンターの上や内側」によるものが8.3%（10店）であった。

また、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている38店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが60.5%（23店）、「60cm以上離れた棚」によるものが28.9%（11店）、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが44.7%（17店）、「カウンターの上や内側」によるものが7.9%（3店）であった。

図表 3-4-4 有害図書類の区分陳列方法（複数回答）（【本・雑誌等】n=120 【映像ソフト】n=38）

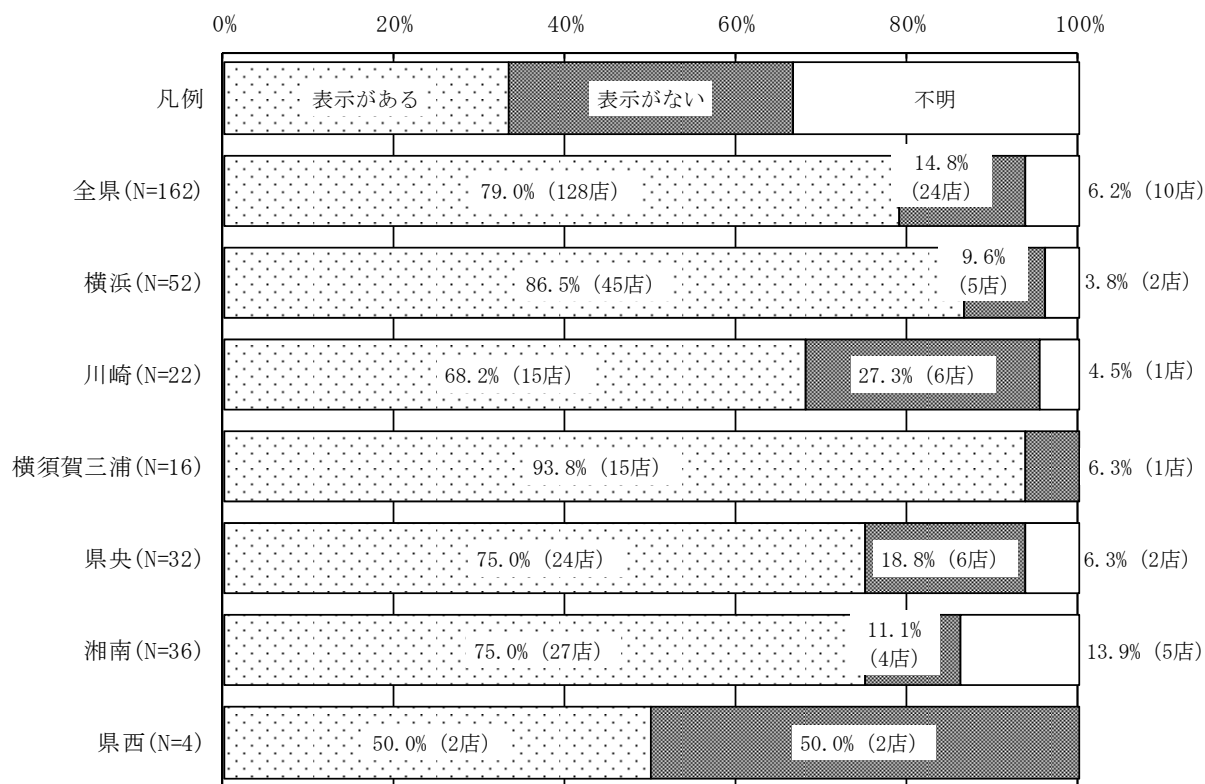


(5) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

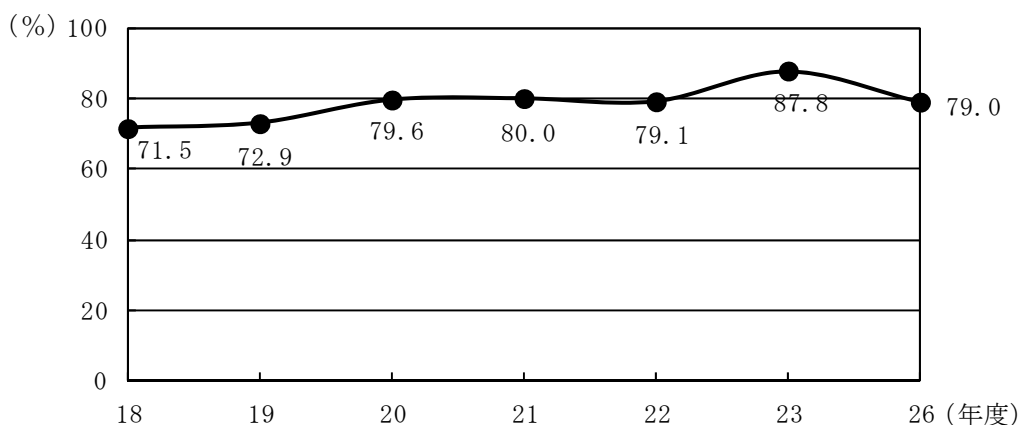
ア 有害図書類【本・雑誌等】の表示

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある162店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は79.0%（128店）（23年度87.8%（158店））、行っていない店舗は14.8%（24店）（23年度12.2%（22店））であった。

図表3-5-1 有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）



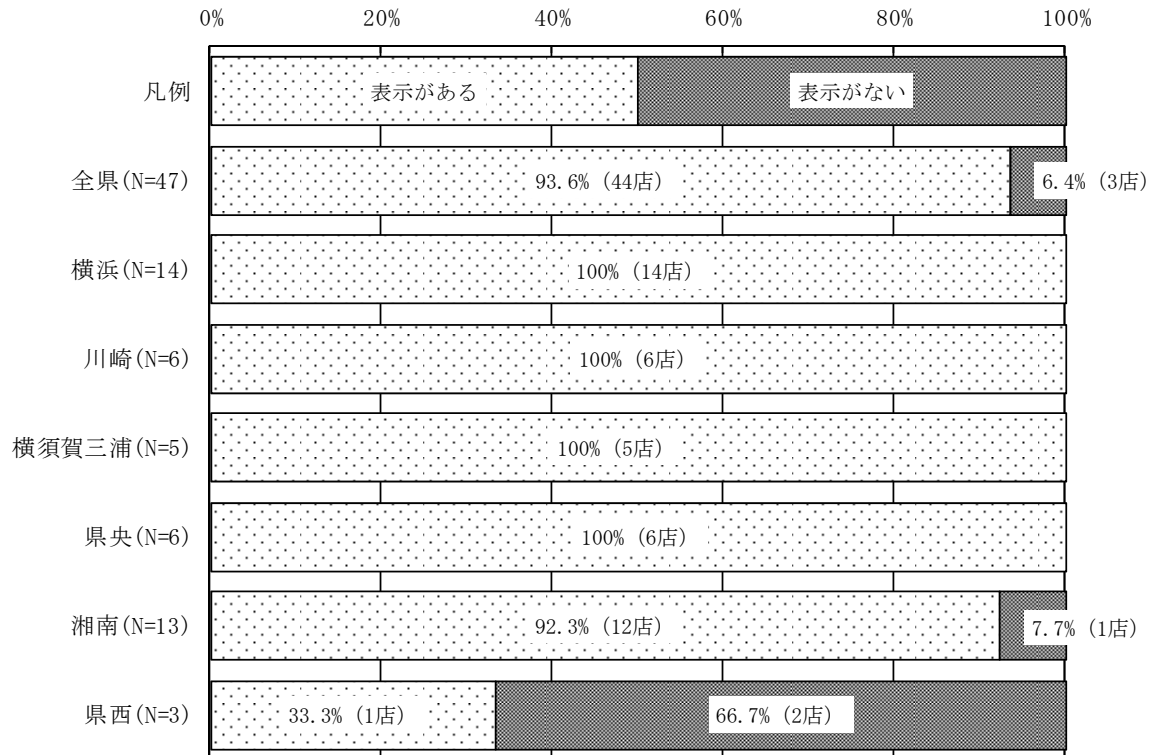
図表3-5-2 有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示の推移 —表示がある—



イ 有害図書類【映像ソフト】の表示

有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある47店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は93.6%（44店）、行っていない店舗は6.4%（3店）であった。

図表3-5-3 有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）



青少年保護育成条例

- 有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）を販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）
 - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
 - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させること等を禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

Ⅲ 単純集計一覧表

表1-1 カラオケボックス(市町村別)

H26神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	調査 実施店 舗数	営業時間				条例に基 づく措置		客席の状況					未成年者の喫煙・飲酒防止の取組													
		2 3 (深夜 営業 なし に閉 店)	2 3 (深夜 営業 あり)	2 4 (深夜 営業 あり)	不 明	18歳未満 深夜立入 禁止表示		室内が見通せ る大きさの窓			個室内の 鍵		未成年者 喫煙飲酒 禁止表示			たばこ 自動販売機				酒類 自動販売機						
						ある	ない	ある	ない	一 部	ある	ない	ある	ない	不明	ある	成人識別装置			ない	ある	成人識別装置			ない	
																	ある	ない	不明			ある	ない	不明		
神奈川県計	362	4	298	59	1	350	12	351	8	3	13	349	339	20	3	155	144	3	8	207	13	9	1	3	349	
割合(%)	100.0	1.1	82.3	16.3	0.3	96.7	3.3	97.0	2.2	0.8	3.6	96.4	93.6	5.5	0.8	42.8				57.2	3.6				96.4	
																100.0	92.9	1.9	5.2		100.0	69.2	7.7	23.1		
横浜市	135	2	103	29	1	129	6	133	2	-	1	134	126	6	3	51	50	1	-	84	8	5	-	3	127	
川崎市	62	1	50	11	-	62	-	62	-	-	1	61	59	3	-	39	39	-	-	23	2	2	-	-	60	
横須賀三浦	横須賀市	19	-	15	4	-	18	1	16	2	1	3	16	17	2	-	3	-	-	3	16	-	-	-	-	19
	鎌倉市	8	-	7	1	-	8	-	6	2	-	-	8	6	2	-	2	2	-	-	6	-	-	-	-	8
	逗子市	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	三浦市	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	30	-	25	5	-	29	1	25	4	1	3	27	26	4	-	5	2	-	3	25	-	-	-	-	30
県央	相模原市	26	-	21	5	-	25	1	26	-	-	1	25	25	1	-	11	11	-	-	15	2	2	-	-	24
	厚木市	12	-	10	2	-	12	-	12	-	-	-	12	11	1	-	7	7	-	-	5	-	-	-	-	12
	大和市	18	-	15	3	-	17	1	18	-	-	-	18	18	-	-	10	10	-	-	8	-	-	-	-	18
	海老名市	3	-	3	-	-	3	-	3	-	-	-	3	3	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	3
	座間市	3	-	3	-	-	1	2	3	-	-	-	3	2	1	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	3
	綾瀬市	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	2
	愛川町	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	65	-	55	10	-	61	4	65	-	-	1	64	62	3	-	33	33	-	-	32	2	2	-	-	63
湘南	平塚市	11	-	11	-	-	11	-	11	-	-	-	11	10	1	-	5	5	-	-	6	-	-	-	-	11
	藤沢市	19	-	18	1	-	18	1	18	-	1	2	17	18	1	-	5	3	1	1	14	1	-	1	-	18
	茅ヶ崎市	8	-	7	1	-	8	-	8	-	-	1	7	8	-	-	5	3	-	2	3	-	-	-	-	8
	秦野市	10	1	8	1	-	10	-	10	-	-	1	9	10	-	-	5	3	-	2	5	-	-	-	-	10
	伊勢原市	5	-	5	-	-	5	-	3	2	-	-	5	4	1	-	3	3	-	-	2	-	-	-	-	5
	寒川町	3	-	3	-	-	3	-	3	-	-	1	2	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	56	1	52	3	-	55	1	53	2	1	5	51	53	3	-	23	17	1	5	33	1	-	1	-	55
県西	小田原市	10	-	9	1	-	10	-	9	-	1	1	9	10	-	-	3	3	-	-	7	-	-	-	-	10
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松田町	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	箱根町	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	真鶴町	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	14	-	13	1	-	14	-	13	-	1	2	12	13	1	-	4	3	1	-	10	-	-	-	-	14	

表1-2 カラオケボックス(政令市別)

H26神奈川県社会環境実態調査

項目 区	調査実施店舗数	営業時間				条例に基づく措置		客席の状況					未成年の喫煙・飲酒防止の取組													
		23時 深夜営業なし	23時 深夜営業あり	24時 深夜営業あり	不明	18歳未満深夜立入禁止表示		室内が見通せる大きさの窓			個室の鍵		未成年者喫煙飲酒禁止表示			たばこ自動販売機				酒類自動販売機						
						ある	ない	ある	ない	一部	ある	ない	ある	ない	不明	ある	成人識別装置			ない	ある	成人識別装置			ない	
																	ある	ない	不明			ある	ない	不明		
政令市計	223	3	174	45	1	216	7	221	2	-	3	220	210	10	3	101	100	1	-	122	12	9	-	3	211	
割合(%)	100.0	1.3	78.0	20.2	0.4	96.9	3.1	99.1	0.9	0.0	1.3	98.7	94.2	4.5	1.3	45.3				54.7	5.4				94.6	
																100.0	99.0	1.0	0.0		100.0	75.0	0.0	25.0		
横浜市	鶴見区	7	-	3	4	-	7	-	7	-	-	7	6	1	-	3	3	-	-	4	3	-	-	3	4	
	神奈川区	7	-	6	1	-	7	-	7	-	-	7	6	1	-	1	1	-	-	6	-	-	-	-	7	
	西区	19	-	18	1	-	19	-	19	-	-	19	19	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	19	
	中区	23	1	17	4	1	20	3	22	1	-	23	18	2	3	11	11	-	-	12	3	3	-	-	20	
	南区	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	港南区	7	-	5	2	-	7	-	7	-	-	7	7	-	-	2	2	-	-	5	-	-	-	-	7	
	保土ヶ谷区	8	-	7	1	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	1	1	-	-	7	-	-	-	-	8	
	旭区	8	-	6	2	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	2	2	-	-	6	-	-	-	-	8	
	磯子区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	
	金沢区	6	-	3	3	-	6	-	6	-	-	6	6	-	-	2	2	-	-	4	-	-	-	-	6	
	港北区	18	-	15	3	-	15	3	17	1	-	18	16	2	-	10	10	-	-	8	-	-	-	-	18	
	緑区	5	-	4	1	-	5	-	5	-	-	5	5	-	-	2	2	-	-	3	-	-	-	-	5	
	青葉区	9	-	3	6	-	9	-	9	-	1	8	9	-	-	7	7	-	-	2	1	1	-	-	8	
	都筑区	6	1	5	-	-	6	-	6	-	-	6	6	-	-	3	3	-	-	3	-	-	-	-	6	
	戸塚区	5	-	4	1	-	5	-	5	-	-	5	5	-	-	3	2	1	-	2	-	-	-	-	5	
	栄区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
泉区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
瀬谷区	2	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	
小計	135	2	103	29	1	129	6	133	2	-	1	134	126	6	3	51	50	1	-	84	8	5	-	3	127	
川崎市	川崎区	21	-	19	2	-	21	-	21	-	-	21	19	2	-	16	16	-	-	5	1	1	-	-	20	
	幸区	5	-	5	-	-	5	-	5	-	-	5	5	-	-	3	3	-	-	2	1	1	-	-	4	
	中原区	14	-	12	2	-	14	-	14	-	-	14	13	1	-	8	8	-	-	6	-	-	-	-	14	
	高津区	6	-	6	-	-	6	-	6	-	-	6	6	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	
	宮前区	5	-	5	-	-	5	-	5	-	1	4	5	-	-	3	3	-	-	2	-	-	-	-	5	
	多摩区	8	1	1	6	-	8	-	8	-	-	8	8	-	-	2	2	-	-	6	-	-	-	-	8	
	麻生区	3	-	2	1	-	3	-	3	-	-	3	3	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	3	
	小計	62	1	50	11	-	62	-	62	-	-	1	61	59	3	-	39	39	-	-	23	2	2	-	-	60
相模原市	緑区	8	-	8	-	-	8	-	8	-	-	8	7	1	-	1	1	-	-	7	-	-	-	-	8	
	中央区	10	-	8	2	-	10	-	10	-	-	10	10	-	-	5	5	-	-	5	1	1	-	-	9	
	南区	8	-	5	3	-	7	1	8	-	-	7	8	-	-	5	5	-	-	3	1	1	-	-	7	
	小計	26	-	21	5	-	25	1	26	-	-	1	25	25	1	-	11	11	-	-	15	2	2	-	-	24

表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶(政令市別)

H26神奈川県社会環境実態調査

項目 区	調査実施店舗数	営業区分							条例に基づく措置					客席の状況						自主規制の実施状況					未成年者の喫煙・飲酒防止の取組										
		まんが喫茶 ネットカフェのみ	ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	不明	(深夜時営業なし閉店)	(深夜時営業あり)	(深夜時営業あり)	18歳未満深夜立入禁止表示			フィルタリング等の措置			2人以上で利用できるブース席			18歳未満の年齢確認		18歳未満のオープン席利用			たばこ自動販売機			酒類自動販売機									
									ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	可	不可	ある	ない	ある	ない	オン席利用	ある	成人識別装置			ある	成人識別装置					
																										ある	ない	不明		ある	ない	不明			
政令市 計	65	62	2	-	1	-	-	65	62	3	43	20	2	57	7	1	45	12	2	55	64	1	26	39	-	26	23	1	2	39	4	2	1	1	61
割合(%)	100.0	95.4	3.1	0.0	1.5	0.0	0.0	100.0	95.4	4.6	66.2	30.8	3.1	87.7	10.8	1.5					98.5	1.5	40.0	60.0	0.0	40.0			60.0	6.2				93.8	
														100.0			78.9	21.1	3.5	96.5						100.0	88.5	3.8	7.7			100.0	50.0	25.0	25.0
横浜市	鶴見区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
	神奈川区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
	西区	7	7	-	-	-	-	7	7	-	7	-	7	-	7	-	7	-	7	7	-	-	7	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	7	
	中区	5	5	-	-	-	-	5	5	-	2	3	-	4	1	-	4	-	1	3	5	-	1	4	-	1	1	-	4	-	-	-	-	5	
	南区	2	1	1	-	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	2	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	-	1	1	
	港南区	3	3	-	-	-	-	3	2	1	2	1	-	3	-	-	2	1	-	3	3	-	3	-	-	2	1	1	-	1	-	-	-	3	
	保土ヶ谷区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	2	-	2	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	2	
	旭区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
	磯子区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	
	金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	港北区	5	5	-	-	-	-	5	5	-	4	1	-	4	1	-	4	-	-	4	5	-	2	3	-	-	-	-	5	-	-	-	-	5	
	緑区	3	3	-	-	-	-	3	3	-	2	-	1	3	-	-	2	1	-	3	3	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	
	青葉区	4	4	-	-	-	-	4	4	-	2	2	-	4	-	-	4	-	-	4	4	-	2	2	-	2	2	-	2	1	-	1	-	3	
	都筑区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	-	2	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	2	
	戸塚区	4	3	-	-	1	-	4	4	-	2	1	1	3	-	1	1	2	-	3	4	-	1	3	-	1	1	-	3	-	-	-	-	4	
	栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	41	39	1	-	1	-	41	40	1	23	16	2	37	3	1	31	6	1	36	41	-	16	25	-	10	9	1	-	31	2	-	1	1	39	
川崎市	川崎区	6	6	-	-	-	-	6	6	-	5	1	-	6	-	-	3	3	1	5	6	-	1	5	-	5	5	-	1	-	-	-	6		
	幸区	1	-	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1		
	中原区	3	3	-	-	-	-	3	3	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	3	-	2	1	-	2	1	-	1	1	-	-	3		
	高津区	4	4	-	-	-	-	4	4	-	3	1	-	3	1	-	1	2	-	3	4	-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	4	
	宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	多摩区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1		
	麻生区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1		
小計	16	15	1	-	-	-	16	16	-	14	2	-	14	2	-	9	5	1	13	15	1	5	11	-	10	8	-	2	6	-	-	-	16		
相模原市	緑区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-	1	1	-	2	2	-	1	1	-	2	2	-	-	-	1	1	-	1	
	中央区	4	4	-	-	-	-	4	3	1	3	1	-	3	1	-	3	-	-	3	4	-	3	1	-	3	3	-	1	-	-	-	4		
	南区	2	2	-	-	-	-	2	1	1	1	1	-	1	1	-	1	-	-	1	2	-	1	1	-	1	1	-	1	1	1	-	1		
小計	8	8	-	-	-	-	8	6	2	6	2	-	6	2	-	5	1	-	6	8	-	5	3	-	6	6	-	-	2	2	2	-	8		

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表3-1 書店(市町村別)

項目 市町村	調査実施店舗数	営業時間						有書図書類【本・雑誌等】の取扱い												有書図書類【映像ソフト】の取扱い						有書図書類【映像ソフト】取扱い店舗 47店											
		(2深3夜時営業あり店舗)	(2深3夜時営業なし店舗)	不明	ある	ない	不明	有書図書類【本・雑誌等】取扱い店舗 162店												有書図書類【映像ソフト】の取扱い						有書図書類【映像ソフト】取扱い店舗 47店											
								区分陳列の実施状況												18歳未満販売制限禁止の表示						区分陳列の実施状況						18歳未満販売制限禁止の表示					
								区分されている	陳列方法(種数可) 120店				一部区分されている	区分されていない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	区分されている	陳列方法(種数可) 38店				区分されていない	不明	ある	ない				
神奈川県 計	386	35	340	11	162	222	2	120	53	34	68	10	9	30	3	128	24	10	47	329	10	38	23	11	17	3	7	2	44	3							
割合(%)	100.0	9.1	88.1	2.8	42.0	57.5	0.5	74.1					5.6	18.5	1.9	79.0	14.8	6.2	100.0	12.2	85.2	2.6	80.9				14.9	4.3	93.6	6.4							
								100.0	44.2	28.3	56.7	8.3								100.0	60.5	28.9	44.7	7.9													
川 浜 市	135	11	124	-	52	83	-	44	16	15	24	3	1	7	-	45	5	2	14	117	4	12	7	5	4	-	1	1	14	-							
川 崎 市	50	5	45	-	22	28	-	15	6	3	8	1	3	3	1	15	6	1	6	44	-	5	4	2	2	-	1	-	6	-							
横 須 賀 市	24	1	23	-	9	15	-	8	5	2	5	3	-	1	-	8	1	-	3	20	1	3	2	-	2	1	-	-	3	-							
鎌 倉 市	10	1	9	-	3	7	-	2	1	1	2	-	-	1	-	3	-	-	2	8	-	1	1	1	1	-	1	-	2	-							
逗 子 市	2	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
三 浦 市	3	-	3	-	3	-	-	3	-	2	1	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
葉 山 町	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
小 計	40	2	38	-	16	24	-	14	6	5	9	3	-	2	-	15	1	-	5	34	1	4	3	1	3	1	1	-	5	-							
相 模 原 市	33	4	29	-	9	24	-	8	6	3	7	2	-	1	-	8	1	-	3	30	-	3	3	2	2	-	-	-	3	-							
厚 木 市	10	2	8	-	5	5	-	1	-	-	1	-	-	4	-	4	1	-	2	8	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-							
大 和 市	15	-	15	-	7	8	-	6	6	-	1	-	-	1	-	6	1	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
海 老 名 市	6	-	6	-	4	2	-	1	-	-	1	-	-	1	1	2	1	1	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
座 間 市	4	1	3	-	3	1	-	1	-	-	1	-	-	1	1	2	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
綾 瀬 市	4	1	3	-	1	3	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	3	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-							
愛 川 町	3	-	3	-	3	-	-	3	2	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
清 川 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
小 計	75	8	61	6	32	43	-	21	14	6	14	2	2	8	1	24	6	2	6	69	-	4	4	2	2	-	2	-	6	-							
平 塚 市	14	1	10	3	4	10	-	4	2	2	1	-	-	-	-	4	-	-	1	11	2	1	1	-	-	-	-	-	1	-							
藤 沢 市	21	3	18	-	10	11	-	5	3	2	2	-	1	4	-	8	2	-	4	17	-	3	2	-	-	1	1	-	3	1							
茅 ヶ 崎 市	10	-	9	1	4	6	-	3	-	-	3	-	1	-	-	3	1	-	2	7	1	2	-	-	2	-	-	-	2	-							
秦 野 市	14	3	11	-	12	2	-	5	-	1	4	-	1	5	1	9	1	2	3	11	-	2	-	1	2	-	1	-	3	-							
伊 勢 原 市	7	1	5	1	3	4	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	6	-	-	-	-	-	-	1	1	-								
寒 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
大 磯 町	4	1	3	-	2	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-							
二 宮 町	2	-	2	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
小 計	72	9	58	5	36	36	-	23	9	5	13	-	3	9	1	27	4	5	13	56	3	10	3	1	6	1	2	1	12	1							
小 田 原 市	8	-	8	-	2	6	-	2	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	2	6	-	2	1	-	-	1	-	-	1	1							
南 足 柄 市	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
中 井 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
大 井 町	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
松 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
山 北 町	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
開 成 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
裾 根 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
真 鶴 町	2	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
湯 河 原 町	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1							
小 計	14	-	14	-	4	8	2	3	2	-	-	1	-	1	-	2	2	-	3	9	2	3	2	-	-	1	-	-	1	2							

表3-2 書店(政令市別)

項目	調査実施店舗数	営業時間		有害図書類[本・雑誌等]の取扱い			有害図書類[本・雑誌等]取扱い店舗 83店										有害図書類[映像ソフト]の取扱い			有害図書類[映像ソフト]取扱い店舗 23店															
							区分陳列の実施状況													18歳未満販売制限禁止の表示			区分陳列の実施状況												
							区分陳列方法(複数可) 67店																18歳未満販売制限禁止の表示			区分陳列方法(複数可) 20店									
							区分されている	間仕切り	60cm以上 離れた棚	出した0cm以上仕切り販売	カウンターの 上や内側の	一部区分されている	区分されていない	不明	ある	ない										不明	区分されている	間仕切り	60cm以上 離れた棚	出した0cm以上仕切り販売	カウンターの 上や内側の	区分されていない	不明	ある	ない
政令市 計	218	20	198	-	83	135	-	67	28	21	39	6	4	11	1	68	12	3	23	191	4	20	14	9	8	-	2	1	23	-					
割合(%)	100.0	9.2	90.8	0.0	38.1	61.9	0.0	80.7					4.8	13.3	1.2	81.9	14.5	3.6	100.0	87.6	1.8	87.0					8.7	4.3	100.0	0.0					
					100.0			100.0	41.8	31.3	58.2	9.0										100.0	70.0	45.0	40.0	0.0									
横浜市	鶴見区	8	-	8	-	6	2	-	6	2	3	3	-	-	-	6	-	-	-	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	神奈川区	9	2	7	-	5	4	-	2	1	-	1	1	2	-	3	2	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	西区	13	1	12	-	4	9	-	4	1	1	2	1	-	-	4	-	-	2	11	-	2	1	1	1	-	-	-	2	-					
	中区	18	1	17	-	6	12	-	6	3	2	2	2	-	-	6	-	-	2	16	-	2	-	2	-	-	-	-	2	-					
	南区	5	1	4	-	2	3	-	2	1	-	2	-	-	-	-	1	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	港南区	9	2	7	-	6	3	-	6	2	2	5	-	-	-	6	-	-	1	5	3	1	1	-	-	-	-	-	1	-					
	保土ヶ谷区	5	-	5	-	2	3	-	2	-	1	1	-	-	-	2	-	-	1	4	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-					
	旭区	8	1	7	-	3	5	-	3	1	1	1	-	-	-	2	-	1	2	6	-	1	1	-	-	-	1	-	2	-					
	磯子区	6	-	6	-	1	5	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	金沢区	9	-	9	-	5	4	-	5	1	1	4	-	-	-	5	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	港北区	15	1	14	-	6	9	-	3	2	2	1	-	-	3	-	5	1	-	3	12	-	2	2	1	1	-	-	1	3	-				
	緑区	5	-	5	-	2	3	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	4	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-					
	青葉区	7	-	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	都筑区	7	1	6	-	3	4	-	2	1	1	-	-	-	1	-	3	-	-	1	6	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-				
	戸塚区	5	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
栄区	2	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-					
泉区	4	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
小計	135	11	124	-	52	83	-	44	16	15	24	3	1	7	-	45	5	2	14	117	4	12	7	5	4	-	1	1	14	-					
川崎市	川崎区	10	1	9	-	5	5	-	5	1	-	2	1	-	-	4	1	-	2	8	-	2	1	-	1	-	-	-	2	-					
	幸区	4	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	中原区	10	-	10	-	6	4	-	3	1	1	2	-	1	2	-	6	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	高津区	7	1	6	-	5	2	-	2	2	-	-	-	1	1	1	2	2	1	2	5	-	1	1	-	-	-	1	-	2	-				
	宮前区	4	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	多摩区	9	1	8	-	4	5	-	4	1	1	3	-	-	-	1	3	-	1	8	-	1	1	1	1	-	-	-	1	-					
	麻生区	6	2	4	-	2	4	-	1	1	1	1	-	1	-	2	-	-	1	5	-	1	1	1	1	-	-	-	1	-					
小計	50	5	45	-	22	28	-	15	6	3	8	1	3	3	1	15	6	1	6	44	-	5	4	2	2	-	1	-	6	-					
相模原市	緑区	9	-	9	-	3	6	-	3	2	1	2	2	-	-	3	-	-	2	7	-	2	2	2	1	-	-	-	2	-					
	中央区	11	3	8	-	4	7	-	3	3	1	3	-	-	1	-	3	1	-	1	10	-	1	1	-	-	-	-	1	-					
	南区	13	1	12	-	2	11	-	2	1	1	2	-	-	-	2	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
小計	33	4	29	-	9	24	-	8	6	3	7	2	-	1	-	8	1	-	3	30	-	3	3	2	2	-	-	-	3	-					

平成26年度社会環境実態調査 実施要領

1 調査の目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成者の協力のもと、店舗調査を実施します。

2 調査対象・調査項目

対象店舗	調査項目	主な目的
カラオケボックス 〔調査票 様式1〕	ア 店名・所在地 イ 営業時間（3区分） ウ 18歳未満深夜入場制限の表示 エ ボックス内の窓の有無 オ ボックス内の鍵の有無 カ 喫煙飲酒関連 (20歳未満禁止の表示、自動販売機の有無等)	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
インターネットカフェ ・まんが喫茶 〔調査票 様式2〕	ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 客席の状況 ・個室及びペアシートの有無 ・個室内の外部からの見通し ・個室内の鍵の有無 エ 営業時間（3区分） オ 18歳未満深夜入場制限の表示 カ フィルタリングその他の適切な措置の有無 キ 18歳未満者の年齢確認の有無 ク 18歳未満者のオープン席の利用 ケ 喫煙飲酒関連（自動販売機の有無等）	
書店 〔調査票 様式3〕	ア 店名、所在地 イ 営業区分 ウ 深夜営業の有無 エ 有害図書類販売の有無 (図書、映像) オ 有害図書類等の区分陳列方法 カ 18歳未満者への販売等禁止の表示	有害図書類等の区分陳列状況等を把握する

3 調査時期

平成26年7月～9月

※ 内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携するため、7月を調査期間に含みます。

※ 平成22年度までは「社会環境実態調査」及び「有害図書類区分陳列等調査」を実施していましたが、平成23年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として行っています。

4 調査方法

別紙調査票（様式1～3）により、地域の調査対象店舗を訪問して調査を行います。

※ 対象店舗については、県から提示される店舗を基本としますが、市町村の状況に応じて選択することも可能です。

※ 書店については、調査票（参考様式）も送付させていただきますので、各店舗調査のとりまとめにご利用ください。（独自の様式でも構いません。）

5 調査結果の活用

- ・ 調査結果は県がとりまとめ、各市町村に提供します。
（結果概要、報告書等の送付予定 平成27年2月）
- ・ 調査の結果、条例違反のおそれのある店舗等について、行政職員による立入調査を実施して必要な指導等を行います。立入調査の結果については、各市町村に情報提供いたします。
※ なお、違反の状況がはなはだしい場合や、問題性のある店舗については、青少年保護育成条例に基づき、知事に調査、指導を要請することができます。

6 調査票の提出

市町村は管内の調査結果をとりまとめ、次のとおり県に提出をします。（電子データ）

市町村	提出先	提出期限
横浜市、川崎市	県青少年課	11月17日（月）
横須賀三浦地域市町	県横須賀三浦地域県政総合センター	11月4日（火）
県央地域市町村	県県央地域県政総合センター	
湘南地域市町	県湘南地域県政総合センター	
県西地域市町	県県西地域県政総合センター	

7 その他

○ 安全対策

県の依頼する活動等の際に事故が起こった場合の補償について明確な定めがなかったことから、平成23年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年指導者が全員補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入します。

※ 保険への加入については、市町村の希望や状況に応じて調整します。

○ 市町村における独自調査について

各市町村が、地域の状況等を考慮して必要とする場合は、県の依頼する調査対象に加えて対象店舗を追加する場合があります。

○ 有害図書類区分陳列の権限移譲について

有害図書類の区分陳列に係る権限の移譲を受けた市町（横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町）が、書店における有害図書類の区分陳列調査を実施する場合は、県で県内全域の区分陳列状況を把握し、関係業界と協議を進める資料とさせていただきますので、県へ調査結果を提供していただきますようお願いいたします。書店に加えて、複合店、コンビニエンスストア等において同様の調査を実施された場合も可能な範囲で提供していただけますようお願いいたします。

平成26年度社会環境実態調査 調査要領

1 店舗での調査の流れ

【訪問前の準備】

- 持参するもの
 - ・ 県や市町村が発行する青少年育成関係者の身分証
 - ・ 調査票、筆記用具
 - ・ 店舗に渡す資料
 - ア 店舗依頼用チラシ（全店舗）
 - イ 平成25年度社会環境実態調査結果

入 店

- ・ 店名、所在地を確認してください。
- ・ 店舗が混んでいる時間帯は、できるだけ避けるようにお願いします。

あいさつ
調査の説明

- ・ お店の方にあいさつをした後、店舗依頼用チラシをお見せしながら、調査の目的や調査項目などの説明をお願いします。
- ・ 調査を断られた場合は、無理に実施しなくても結構です。（断られた旨を、調査票の備考欄に記載してください。）

調査実施

- ・ 調査票の項目に従って、店舗の方への聞き取りや、目視による確認を行ってください。

お礼、退店

- ・ 調査が終了したら、調査に協力していただいたことへのお礼をお願いします。

調査票記入・提出

- ・ 調査結果を調査票に記入します。
- ・ 市区町村に調査票を提出します。

- 調査中に、店舗からの質問、苦情などがあった場合は、県の青少年課へお問い合わせいただくよう伝えてください。（下記連絡先 ※店舗依頼チラシにも掲載しています。）
- 違反と思われる状態がはなはだしい場合や、問題があると思われる店舗については、ただちに県に調査、指導を要請することができます。

神奈川県 青少年課 地域環境グループ

電話 045-210-3848（直通） フリーダイヤル 0120-041-191

(1) 全店舗共通事項

- 調査票の各項目は、記入漏れのないよう、できるだけすべて入力してください。
(不明の項目等があった場合は、後日聞き取りや追加調査を行うなど可能な範囲での対応をお願いします。)
- 調査項目以外に、青少年の健全育成の観点から問題だと思われるような状況があった場合は備考欄に記入してください。
- 調査を断られた場合は、その旨を、調査票の備考欄に記入してください。
- 平成26年4月以降で、かつ本調査実施時期以前に、同様の調査を行っている場合は、その結果を様式1～3に転記し、本調査の結果として提出できるものとします。その場合、備考欄に調査時期(月)を記入してください。

市町村・県地域県政総合センター集計ご担当の方へ(データの入力について)

平成26年度の調査結果について、県青少年課から送付するエクセルデータを基に加除修正箇所を入力してください。(空の様式に新たに入力していただくことも可能です。)

書店については、調査対象店舗データとして「参考 様式3」を送りますので、調査結果のとりまとめにご利用ください。

※ 各様式の留意事項等は、次ページ以降をご覧ください。

※ 県青少年課から送付するエクセルデータ(電子データ)を基に加除修正を行う際の注意点

・継続店舗

調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

・調査を実施できない店舗

備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。(調査拒否、休業など)

・新規(開店)店舗

行を追加(挿入)して、備考欄に「新規」と記入し、調査項目すべてを入力してください。

・廃業(閉店)店舗

備考欄に「閉店」と記入し、調査項目欄に斜線を引いてください。

(2) カラオケボックス〔調査票 様式1〕

1 調査の目的と対象

- カラオケボックスの営業実態について把握し、青少年の深夜外出の防止などの施策に反映させるものです。（主に成人を対象としたスナック等は調査対象外です。）

2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等
店名・所在地	所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。 (地番まで)
①深夜営業の状況	「平日」の主な営業時間の状況について○を記入してください。 (○は1つ) ▼午後11時までに閉店（深夜営業なし） (例) 閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店（深夜営業なし）」に○ ▼午後11時以降に閉店（深夜営業あり） (例) 閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店（深夜営業あり）」に○ ▼24時間営業（深夜営業あり） (例) 終日営業している場合は、「24時間営業（深夜営業あり）」に○
②条例に基づく措置	「18歳未満者の深夜入場制限の表示」について確認し、「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ) ※ 表示の例として、県では『神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。』という文案を示していますが、同一趣旨の文面も可とします。(午後11時以前の入場を規制する文面など)
自主規制等店舗の状況	③室内が見通せる大きさの窓・内鍵 各ボックスの窓の大きさ、内鍵について、それぞれ「有」または「無」に○を記入してください。(○はそれぞれ1つ)
	④未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示 ・喫煙、飲酒の <u>どちらか一方の禁止表示があれば「有」</u> に○ ・喫煙、飲酒の <u>両方とも禁止表示がなければ「無」</u> に○ (○は1つ)
	⑤たばこ・酒類の自動販売機 ・たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」の <u>どちらかに○</u> を記入してください。 (○はそれぞれ1つ) ※ 店内のほか、店の出入口付近にあるものも含みます。 ・自動販売機が「有」の場合、 <u>成人識別機能の設置状況</u> について、それぞれ「有」「無」の <u>どちらかに○</u> を記入してください。 (○はそれぞれ1つ)

(3) インターネットカフェ・まんが喫茶〔調査票 様式2〕

1 調査の目的と対象

- インターネットカフェ・まんが喫茶の営業実態について把握し、青少年の深夜外出の防止などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点

項目		留意事項等
店名・所在地		所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。 (地番まで)
①営業区分		店舗の営業内容について○を記入してください。(○は1つ) ▼インターネットカフェ・まんが喫茶 ▼インターネットカフェのみ ▼まんが喫茶のみ ※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は、インターネットカフェにも該当しますので、「インターネットカフェ・まんが喫茶」に○をしてください。
②客席の状況	2人以上で利用できるブース席 (ペアシート等)	2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ) ※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席をいいます。(例) ペアシート席、カップルシート席 等
	外部からのペアシート等内部の客の視認	外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にある客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入してください。(○は1つ) ※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○をしてください。 ※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。
	ペアシートの内鍵	2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側に鍵があるか確認し「有」または「無」に○をしてください。(○は1つ) ※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

<p>③深夜営業の状況</p>	<p>「平日」の主な営業時間の状況について○を記入してください。 (○は1つ) ▼午後11時までに閉店（深夜営業なし） （例）閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店（深夜営業なし）」に○ ▼午後11時以降に閉店（深夜営業あり） （例）閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店（深夜営業あり）」に○ ▼24時間営業（深夜営業あり） （例）終日営業店は、「24時間営業（深夜営業あり）」に○</p>	
<p>条例に基づく措置</p>	<p>④18歳未満者の深夜入場制限の表示</p>	<p>「18歳未満者の深夜入場制限の表示」について確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ） ※ 表示の例として、県では『神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。』という文案を示していますが、同一趣旨の文面も可とします。（午後11時以前の入場を規制する文面など）</p>
	<p>⑤フィルタリングその他の適切な措置</p>	<p>18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ） ※「まんが喫茶のみ」の店舗は調査対象外ですので、欄に斜線を引いてください ※フィルタリングとは、インターネット上の有害サイトへの接続を防止するシステムです。 ※その他の適切な措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置（オープン席のみ利用させ随時巡回する等）をいいます。</p>
<p>自主規制等店舗の状況</p>	<p>⑥18歳未満者の年齢確認</p>	<p>18歳未満と思われる方に対して年齢確認を行っているか確認し、「有」または「無」に○を記入してください。（○は1つ） ※「18歳未満者の年齢確認」とは、入店の際に、会員証を必要としていたり、身分証等の提示を求めたりすることなどを行うこと</p>
	<p>⑦18歳未満者のオープン席利用</p>	<p>18歳未満に対してオープン席を利用させているか確認し、「有」または「無」に○をしてください。（○は1つ） ▼利用させている場合（オープン席のみの店舗を含む）は「有」 ▼利用させていない場合（ブース席のみの店舗を含む）は「無」 ※「オープン席」仕切りがなく、周囲から見える席。「ブース席」周囲をドアや仕切りで囲うなど独立した区画となる席。</p>
	<p>⑧たばこ・酒類自動販売機</p>	<p>・たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。（○はそれぞれ1つ） ※ 店内のほか、店の出入口付近にあるものも含まれます。 ・自動販売機が「有」の場合、成人識別機能の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。（○はそれぞれ1つ）</p>

カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶について

【青少年保護育成条例】

- カラオケボックス、インターネットカフェ(まんが喫茶)では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30万円以下の罰金)

深 夜・・・午後11時～午前4時

青少年・・・18歳未満の全ての方(既婚者を除く)

条例改正により小学生未満の乳幼児も対象となっています。(平成23年4月1日施行)

- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10万円以下の罰金)

(表示の例)

神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時以降は、保護者同伴であっても、18歳未満の方の入場をお断りします

(表示の推奨規格) 縦60cm 横15cm

- 知事は、個室内の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェを、青少年に有害な施設として指定することができます。また、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- インターネットカフェの事業者は、青少年が利用する端末装置(パソコン)に、フィルタリングその他の適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【青少年喫煙飲酒防止条例】

(この条例で青少年とは、20歳未満の全ての方)

- 販売事業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(成人識別装置)を講じなければいけません。

【業界の自主規制】

●カラオケボックス

神奈川県カラオケボックス協会(任意加入)では、年齢の確認、利用時間の制限(16歳未満は午後6時以降、18歳未満は午後10時以降ただし11時までは保護者同伴の場合は認める)、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止などの取組が行われています。(日本カラオケボックス協会連合会製作「自主規制基準」より)

●インターネットカフェ・まんが喫茶

日本複合カフェ協会(任意加入)では、年齢の確認(利用客を入店させるに際し、会員証により、その年齢を確認するものとする)、客席の取扱い(18歳未満の利用客に対しては、オープン席を利用させるものとする)、利用時間の制限(16歳未満の利用客には午後8時以降、18歳未満の利用客に対しては午後10時以降の利用を認めないものとする)、青少年に有害なインターネット上のコンテンツ対策などの取組が行われています。(日本複合カフェ協会「運営ガイドライン」より)

(4) 書店〔調査票 様式3〕

1 調査の目的と対象

- 書店における有害図書類等の区分陳列の実施状況や青少年への販売・閲覧制限の表示について把握し、有害図書類等の青少年への販売禁止等の徹底などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点
(表面)

項目	留意事項等
①店舗番号	必要に応じて、店舗番号を記入してください。
②営業区分	市町村で書店の他に、独自調査を行う場合は「・その他()」に営業区分を記入してください。
③深夜営業の有無	平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」に○を記入してください。 (○は1つ)
③有害図書類販売物の有無	<p>【図書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書類とは、書籍、雑誌、映像ソフト(DVD、ブルーレイディスクなど)及び家庭用ゲームソフトのことをいいます。 <p>【有害図書類(家庭用ゲームソフトを除く)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の販売の有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。 ※図書類自体の販売がない場合も「無」としてください。 ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。 ※これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないための包装等で、明らかに有害図書と思われないものは除きます。 ※パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌などは、本調査における有害図書類にあたりません。 ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。 ・映像ソフトについては、本調査では、成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。
④有害図書類の区分陳列方法	調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。(○は複数可) 「有害図書類販売物」が「無」の場合は、○の記入は必要ありません。 ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。

<p>⑤18歳未満への販売貸付等禁止の表示</p>	<p>有害図書類の陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」それぞれの区分ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。 (○は1つ)「有害図書類販売物」が「無」の場合は、「無」に○をつけてください。 ※表示例：18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。</p>
<p>⑦備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の□にチェックしてください。 ・ 対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。

有害図書類等について

【青少年保護育成条例・施行規則】

＜図書類(書籍、雑誌、DVDなど)について＞

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど指定基準に該当する図書類を、有害図書類として指定することができます。なお、「包括指定」の基準に当てはまるものは、個別に指定しなくても有害図書類となります。

※ 包括指定の基準

①書籍、雑誌など

全裸、半裸、もしくはこれらに近い姿態での卑わいな描写又は性交、もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを載せたページ（表紙を含む。）の数が、20ページ以上であるもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの

②ビデオ、DVD、ゲームソフトなど

①と同じ卑わいな姿態などを描写した場面が全体で3分を超えるもの又は20場面以上のもの

- 有害図書類として個別に指定されている書籍、雑誌は次のとおりです。

①	図書類の種類	図書類の名称	発行所又は製作所	⑨	図書類の種類	図書類の名称	発行所又は製作所
①	書籍	完全自殺マニュアル	株式会社太田出版	⑨	書籍	続・危ない薬	株式会社データハウス
②	書籍	マリファナ・X	株式会社第三書館	⑩	書籍	悪い薬	株式会社データハウス
③	書籍	マリファナ・ハイ	株式会社第三書館	⑪	書籍	MDMA大全	株式会社データハウス
④	書籍	大麻大百科	株式会社データハウス	⑫	書籍	激裏情報@大事典 GEKIDAS Vol. 3	株式会社三オックス
⑤	書籍	ドラッグの教科書	株式会社データハウス	⑬	書籍	激裏情報@大事典 GEKIDAS Vol. 4	株式会社三オックス
⑥	書籍	ドラッグの万華鏡	株式会社データハウス	⑭	雑誌	図解アリエナイ理科ノ教科書 改訂版	株式会社三オックス
⑦	書籍	コーヒーショップで大麻を一服	株式会社データハウス	⑮	書籍	ヤバイ植物の育て方	株式会社太田出版
⑧	書籍	危ない薬	株式会社データハウス	①は平成11年10月22日 県告示第872号 ②～⑮は平成25年2月8日 県告示第47号			

- 有害図書類として指定されているゲームソフトは、現在のところ、「グランド・セフト・オートⅢ」のみです（平成17年6月7日 県告示第380号）。

- だれでも、有害図書類を、青少年に売ったり見せたりしてはいけません。（30万円以下の罰金）

※図書類・・・書籍、雑誌、写真などのほか、ビデオ、DVD、ゲームソフトなどの電磁的記録媒体

- 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類(成人向け雑誌、アダルトビデオなど)を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に、次の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）

① 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない場所

にまとめて陳列

- ② シール止めやビニール包装などをした上で、他の図書の棚と 60 cm以上離れた棚にまとめて陳列
- ③ シール止めやビニール包装などをした上で、10 cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列
- ④ 従業員が常駐するカウンターやレジの上や内側にまとめて陳列

- 有害図書類の陳列場所に、次のような表示を見やすい文字で掲示しなければなりません。

(表示の例)

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。

- 書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えないように陳列するように務めなければなりません。

平成26年度社会環境実態調査 調査票【カラオケボックス】

【記入例(様式1)】
(様式1)

市区町村名	番号	店名	所在地	調査実施月日	深夜営業の状況			条例に基づく措置		自主規制等店舗の状況										備考					
					午後11時までに閉店 (深夜営業なし)	午後11時以降閉店 (深夜営業あり)	24時間営業 (深夜営業あり)	18歳未満者の深夜 入場制限の表示	室内が見通せる 大きさの窓		内鍵		未成年者の喫煙・ 飲酒禁止の表示		たばこ自動販売機		酒類自動販売機								
									有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有		無				
〇〇市	1	〇〇カラオケボックス	〇〇町1-2-2	7月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
〇〇市	2	△△カラオケ	△△町1-3-1	7月2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
〇〇市		××エコー	××町2-1-1	7月1日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時間営業を終了しており、再度調査できなかったため、調査不可。
〇〇市		□□カラオケ	□□町1-3-2	7月3日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	閉店
〇〇市	3	※※カラオケボックス	※※町3-1-1	7月4日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新規
市区町村計					0	1	2	2	1	3	0	0	3	3	0	1	1	0	2	1	0	1	2		

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

- ・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○
- ・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○
- ・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

②条例に基づく措置「18歳未満者の深夜入場制限の表示」

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

③室内が見通せる大きさの窓／内鍵

各ボックスの窓の大きさ、内鍵について、それぞれ「有」または「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)

④未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示

- ・「喫煙」「飲酒」のどちらか一方の禁止表示があれば「有」に○
- ・「喫煙」「飲酒」の両方とも禁止表示がなければ「無」に○

⑤たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)
(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「有」に○を記入した場合、それぞれの自動販売機の成人識別機能の設置状況について、「成人識別装置」「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)。

※たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
※継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○は1つ)

インターネットカフェ及びまんが喫茶、 インターネットカフェのみ、 まんが喫茶のみ

※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は「インターネットカフェ・まんが喫茶」に該当

②客席の状況

●【2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席 (例)ペアシート席、カップルシート席

●【外部からのペアシート等内部の客の視認】

外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入(○は1つ)

※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

●【ペアシート等の内鍵】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側からの鍵について「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

③深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○

・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○

・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

④18歳未満者の深夜入場制限の表示

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

⑤フィルタリングその他の適切な措置

18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※「まんが喫茶のみ」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

※その他の適切な措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置(オープン席のみ利用させ随時巡回する等)をいいます。

⑥18歳未満者の年齢確認

18歳未満と思われる方にたいして年齢確認を行っているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(年齢確認=会員証の発行、身分証の提示など)

⑦18歳未満者のオープン席利用

18歳未満に対してオープン席を利用させているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(オープン席=仕切りがなく、周囲から見える席)

⑧たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「有」に○を記入した場合、それぞれの自動販売機の成人識別機能の設置状況について、「成人識別装置」「有」「無」のどちらかに○を記入 ※たばこ、酒類の自動販売機の設置状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
- ・継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

平成26年度社会環境実態調査 調査票（有害図書类等）

市区町村	〇〇市	調査月日	7月17日
店舗名	〇〇堂	店舗番号	1
所在地	〇〇町1-2-3		
営業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 書店 <input type="checkbox"/> その他（ 2 ）		
深夜営業	<input checked="" type="checkbox"/> 有（23時以降に閉店） <input type="checkbox"/> 無（23時以降に閉店）		

※有害図書類とみなすもの（詳細についてはマニュアル参照）

- 書籍・雑誌・・・ビニール包装、ひも掛け、2か所シール止め等のある成人向け書籍
- 映像ソフト・・・成人指定、成人向け等の記載があるもの

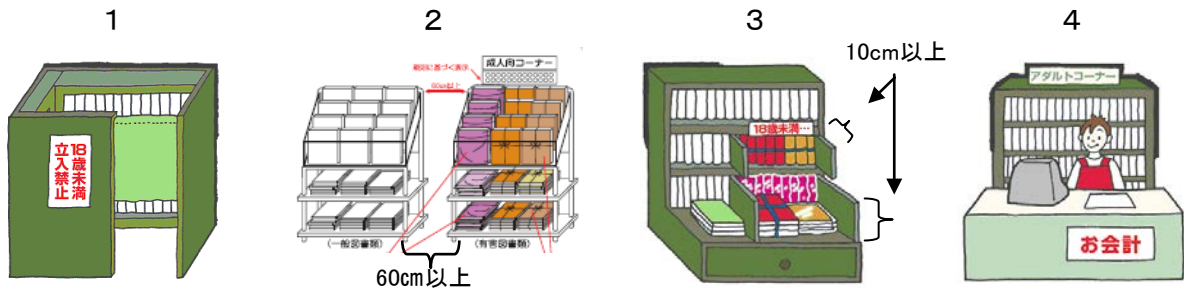
（参考）記載マーク例 -----▶



(1) 有害図書類の有無、区分陳列方法及び表示の有無
（1～5は複数チェック可）

		本・雑誌 コミック	映像ソフト DVD・ビデオ等
有害図書類の取扱い		1 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 2 <input type="checkbox"/> 無	4 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 2 <input type="checkbox"/> 無
有害図書類の区分陳列方法 （複数チェック可）	1 間仕切り等により仕切られた場所にまとめて陳列	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列		5 <input checked="" type="checkbox"/>
	3 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列（成人図書仕切板など）	<input type="checkbox"/>	
	4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		
	5 区分陳列がされていない		
表示	18歳未満への販売や貸付等禁止の表示	1 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 2 <input type="checkbox"/> 無	6 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 2 <input type="checkbox"/> 無

※有害図書の区分陳列方法



(2) 備考

7

調査への協力拒否

店舗名・所在地 所在地は地番まで記入してください。

- ① 店舗番号 必要に応じて、店舗番号を記入してください。
- ② 営業区分 書店の他に独自調査を行う場合は、「・その他（ ）」に営業区分を記入してください。
- ③ 深夜営業の有無
 - ・平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」どちらか一つにチェックしてください。
- ④ 有害図書類販売物の有無
 - 【有害図書類（家庭用ゲームソフトを除く）について】
 - ・有害図書類の販売の有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。
 - ※「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」自体の販売がない場合は「無」に○をつけてください。
 - ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。
 - ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。
 - ・映像ソフトについては、本調査では成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。
- ⑤ 有害図書類等の区分陳列方法
 - ・調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
 - ・有害図書類販売物がない場合は、○の記入は必要ありません。
 - ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。
- ⑥ 18歳未満への販売等禁止の表示
 - ・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、閲覧等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○はそれぞれ1つ）有害図書類の取扱がない場合は「無」に○をしてください。
- ⑦ 備考
 - ・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の□にチェックしてください。
 - ・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。